

**第三次葉山町総合計画**

**後期基本計画**

**(素案)**

**平成 23 年 9 月**

**葉 山 町**



# 目 次

---

## 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは .....	2
1.「協働のまちづくり」推進プロジェクト .....	4
2.「よみがえれ故郷の森・川・海」推進プロジェクト .....	5
3.「人が育ち、人が生きる葉山」推進プロジェクト .....	6

## 後期基本計画の体系

### I 青い海と緑の丘のある美しいまち

1. 緑豊かな居住環境をつくる .....	14
(1) 緑の保全 .....	14
(2) 市街地の整備 .....	16
(3) 公園・緑地の整備 .....	18
(4) 道路の整備 .....	20
(5) 河川・橋りょうの整備 .....	22
2. 環境に配慮したまちをつくる .....	24
(1) 海・海岸・川の保全 .....	24
(2) 下水道の整備 .....	26
(3) 廃棄物の処理・再資源化の推進 .....	28
(4) 公害の防止 .....	31
(5) 地球温暖化対策・省エネルギーの推進 .....	32

### II 文化をはぐくむうるおい、ふれあいのまち

1. 資源を生かし地域の活性化を図る .....	36
(1) 地域資源を生かした生活文化の継承と創造 .....	36
(2) 国際交流の推進 .....	38
(3) 姉妹都市交流 .....	39
(4) 湘南国際村の活用 .....	40
2. 豊かな心を創造する .....	42
(1) 生涯学習を支援する基盤の整備 .....	42

(2) 豊かな自己表現力（生きる力）をはぐくむ学校教育の推進	44
(3) 幼児教育、青少年健全育成の推進	47
(4) 芸術・地域文化の振興	49
(5) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	51
(6) 人権意識の高揚、男女共同参画社会の実現	53
<b>3. 活力のある産業をつくる</b>	54
(1) 農業の振興	54
(2) 漁業の振興	56
(3) マリンレジャー産業の振興	58
(4) 観光資源の発掘とネットワーク化	60
(5) 商業の振興	62
(6) ニュービジネスの創出	64

### III 安全で安心して暮らせるまち

<b>1. うるおいのある生活と安心して子育てができるまちをつくる</b>	66
(1) 地域福祉の充実	66
(2) 児童・子育て家庭の福祉の充実	68
(3) 高齢者福祉の充実	70
(4) 障害者（児）福祉の充実	73
(5) 所得保障の充実	75
(6) 住宅の充実	76
<b>2. いきいきと誰もが健康に暮らすことのできるまちをつくる</b>	77
(1) 地域保健活動の充実	77
(2) 地域医療の充実	80
(3) 国民健康保険・後期高齢者（長寿）医療の充実	82
(4) 火葬場・墓地の整備	84
<b>3. 災害に強く安全なまちをつくる</b>	85
(1) 消防・救急体制の確立	85
(2) 防災体制の確立	87
(3) 交通安全対策の確立	90
(4) 防犯体制の確立	92
(5) 消費生活の安全の確立	94

## IV 住民が参加する自治のまち

<b>1. コミュニティをつくる</b> .....	96
(1) 地域活動の活発化と連携の促進 .....	96
(2) 平和の推進 .....	98
<b>2. 町民と行政の協力関係をつくる</b> .....	99
(1) 広報・広聴活動の充実 .....	99
(2) 情報公開の推進 .....	101
(3) 町民参加・参画の推進 .....	102
<b>3. 効率的な行財政運営を図る</b> .....	104
(1) 行政組織の簡素化・効率化と人材育成 .....	104
(2) 健全な財政運営の推進 .....	106
(3) 広域行政の推進 .....	108
(4) 地方分権の推進 .....	109



## 重点プロジェクト

# 重点プロジェクトとは

---

刻々と変化する社会経済情勢のもとで、これまでのまちづくりを継承しつつ、住民一人ひとりの豊かな生活を実現していくため、優先的に取り組むべき施策を重点プロジェクトとして位置付けます。

この重点プロジェクトは、後期基本計画で展開される行政分野別の施策の体系とは別の視点から重要な施策を取り上げたもので、基本計画の体系を縦軸とすれば、それらを横に貫く横断的な施策といえます。

重点プロジェクトと重点施策を構成する個々の施策については、後期基本計画のなかで詳細に展開されています。そのため、ここでは重点プロジェクトと重点施策について、記述しています。

## ■重点プロジェクトと重点施策に連なる施策の一覧

1. 「協働のまちづくり」推進プロジェクト	
(1)自然と歴史にはぐまれた環境	海・海岸・川の保全
	地域資源を生かした生活文化の継承と創造
	緑の保全
	廃棄物の処理・再資源化の推進
	公害の防止
(2)心の豊かさを享受する芸術文化	芸術・地域文化の振興
	地域資源を生かした生活文化の継承と創造(再掲)
(3)地域に活力を与える産業	観光資源の発掘とネットワーク化
	農業の振興
	商業の振興
	漁業の振興
	マリンレジャー産業の振興
	ニュービジネスの創出
	海・海岸・川の保全(再掲)
(4)地域とともに支える新たな体制づくり	地域活動の活発化と連携の促進
	公園・緑地の整備
	町民参加・参画の推進
	湘南国際村の活用

## 2. 「よみがえれ故郷の森・川・海」推進プロジェクト

	廃棄物の処理・再資源化の推進(再掲)
(1)生活環境の保全	公害の防止(再掲)
	下水道の整備
	地球温暖化対策・省エネルギーの推進
(2)美しい海岸の保全と美化	海・海岸・川の保全(再掲)
	生涯学習を支援する基盤の整備
(3)河川の水質浄化と親水空間づくり	下水道の整備(再掲)
	海・海岸・川の保全(再掲)
	河川・橋りょうの整備
(4)防災機能の充実	河川・橋りょうの整備(再掲)
	防災体制の確立
	市街地の整備
	道路の整備
	地域福祉の充実
(5)みどりとの共生	緑の保全(再掲)
	公園・緑地の整備(再掲)
	農業の振興(再掲)
	漁業の振興(再掲)

## 3. 「人が育ち、人が生きる葉山」推進プロジェクト

	地域医療の充実
	交通安全対策の確立
	地域保健活動の充実
	高齢者福祉の充実
	障害者(児)福祉の充実
	児童・子育て家庭の福祉の充実
	人権意識の高揚、男女共同参画社会の実現
	防犯体制の確立
	国民健康保険・後期高齢者(長寿)医療の充実
	地域福祉の充実(再掲)
(1)安全に安心して暮らせるしきみの確保・充実	生涯学習を支援する基盤の整備(再掲)
	豊かな自己実現力(生きる力)をはぐくむ学校教育の推進
	幼児教育、青少年健全育成の推進
	生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
(2)地域に開かれた学校づくり	幼児教育、青少年健全育成の推進(再掲)
	豊かな自己実現力(生きる力)をはぐくむ学校教育の推進(再掲)
	芸術・地域文化の振興(再掲)
	生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進(再掲)
	地域活動の活発化と連携の促進(再掲)
(3)青少年健全育成の推進	生涯学習を支援する基盤の整備(再掲)
	生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進(再掲)
	地域活動の活発化と連携の促進(再掲)
(4)高齢者をはじめとした地域人材の積極的な活用	国際交流の推進
	生涯学習を支援する基盤の整備(再掲)
	湘南国際村の活用(再掲)
	姉妹都市交流
(5)国際化・情報化に対応できる人材の育成	

# 1. 「協働のまちづくり」推進プロジェクト

## —葉山の生活文化を継承し創造する協働のまちづくり—

今も昔も変わらない海や山里の日常的で素朴な生活と別荘文化が融合する空間・時の流れ・営みのなかで、葉山特有の街並みといった景観や産業、芸術文化などが有機的につながり、私たちの生活を豊かなものにしてくれています。

こうした生活文化を継承し創造するために、町民と行政とがお互いに知恵を出し合い、協働を合言葉に進めるまちづくりを推進するプロジェクトです。

### 重点施策

#### (1) 自然と歴史にはぐくまれた環境

葉山は、美しい自然に恵まれ、自然と一体となって歩んだ歴史があります。この自然と人間が一体となった歴史にはぐくまれた空間を未来へ継承し、残された資源の保全や活用を進めます。

#### (2) 心の豊かさを享受する芸術文化

葉山は、緑濃い山々と紺碧の海に囲まれ、歴史と文化の香り漂う街並みがあるとともに、文化施設の集積によって新たな芸術文化の拠点となりうる環境があります。こうした恵まれた地域のなかで、生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる芸術文化の振興に努めます。

#### (3) 地域に活力を与える産業

葉山は、煙突のない町として知られる一方で、豊かな自然に恵まれ、海産物や農産物をはじめ、葉山ブランドを冠した特産品が数多く誕生しています。葉山の生活環境との調和を図りつつ、地域に活力を与える産業や海の施設の整備など環境の創造に努めます。

#### (4) 地域をともに支える新たな体制づくり

急速に移り変わる時代の流れのなかで、多様化する住民の価値観やニーズに応えるため、さまざまな地域資源の保全・再生・活用を通じて、町民活動団体やNPO法人との連携を図りつつ、協働によるまちづくりを推進することに努めます。

## 2. 「よみがえれ故郷の森・川・海」推進プロジェクト

### —自然との共生と環境の保全を実現するまちづくり—

降った雨が森に蓄えられ、多くの命をはぐくみながら集まって川となり、海へ流れ込み、美しい海と豊かな海の恵みをもたらしています。こうした自然の循環・命の営みを深く考え、里山の保全、河川の水質浄化、海岸の美化、美しい海の保全など、自然環境を守りつつ、防災的な観点からも自然との共生をめざすプロジェクトです。

#### 重点施策

##### (1) 生活環境の保全

安全で安心な生活環境をめざして、環境への負荷を軽減するために、ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、環境にやさしいまちづくりをめざします。

##### (2) 美しい海岸の保全と美化

美しい海岸を保全し、美化活動を推進します。また、海・海岸・川の保全については、生涯学習を通じて啓発します。

##### (3) 河川の水質浄化と親水空間づくり

公共下水道整備を推進して河川の水質浄化を図ります。また、海や川の水環境を浄化して、アユやホタルの生息するまちをめざします。

##### (4) 防災機能の充実

自然災害を未然に防ぐのは難しいことです。しかし、被害を最小限にとどめることは可能です。このような観点から災害に強い都市基盤の整備、安全な市街地の形成などとともに、情報・人的ネットワークに重点をおいた防災体制の強化を図ります。

##### (5) みどりとの共生

多様な生物の生息域であり、人々の憩い・癒しの場でもある里山や農地を中心に、公園・緑地などのみどりを含めた環境の保全に努めます。また、農漁業については、産業としてのみならず、自然環境保全の視点からもその振興を図ります。

### 3. 「人が育ち、人が活きる葉山」推進プロジェクト

—心ふれあいすこやかに安心して暮らせるまちづくり—

少子・高齢化社会にあって、次代を担う子どもたちが未来に夢を持ちながらすこやかに成長できる地域社会が、また、温かな思いやりや活き活きとした社会環境が、形成されることが大切です。こうした環境を築くため、自然や文化といったさまざまな地域資源や人材を活用し、やさしい心と自ら考え行動するたくましさをもった子どもたちを育てるとともに、高齢者が活き活きと輝き、生涯学習、スポーツ、ボランティア活動などを通じて豊かな人間関係を醸成しながら安全な環境のなかで安心して暮らせるまちをめざすプロジェクトです。

#### 重点施策

##### (1) 安全に安心して暮らせるしくみの確保・充実

誰もが安全に安心して暮らせるよう交通安全、防犯体制、権利擁護に力を入れるとともに、保健・医療・福祉サービスの連携を強化し、充実を図ります。

##### (2) 地域に開かれた学校づくり

家庭における教育力の充実（しつけ）を促進します。また、学校施設を地域へ開放するとともに、学校教育に地域の人材を活用し、学校と地域の人々との交流を深め、開かれた学校づくりを進めます。

##### (3) 青少年健全育成の推進

次代を担う青少年が心身ともに健康に成長できるよう、青少年活動、子ども会活動などの充実・支援を推進するとともに、ボランティア活動など自ら進んで社会参加できる機会の拡充に努めます。

##### (4) 高齢者をはじめとした地域人材の積極的な活用

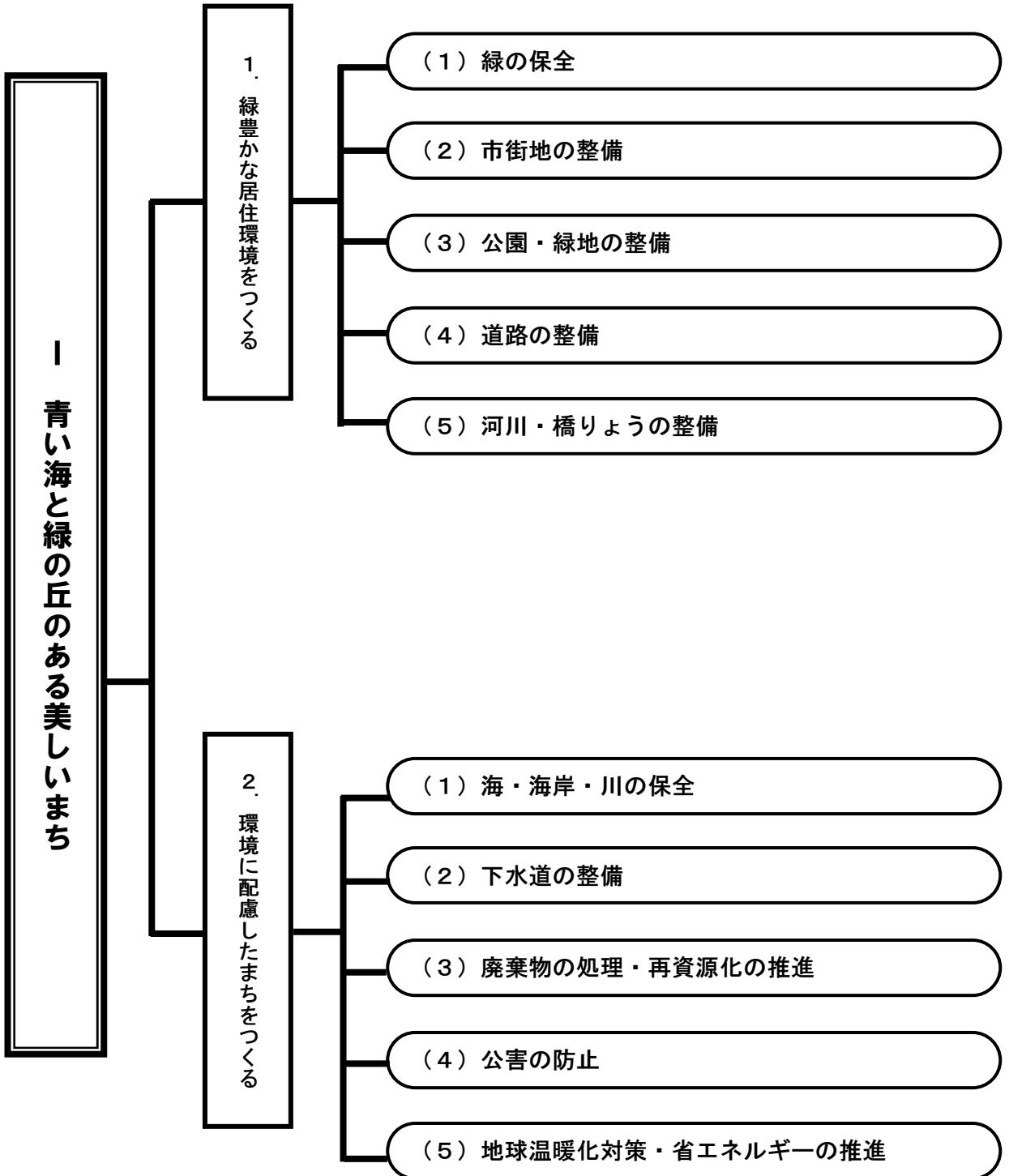
生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動、コミュニティ・ボランティア活動などを通じて、世代の違いを越えた交流を促進するとともに、高齢者が蓄積した豊かな経験を生かす機会と場の確保を進めます。

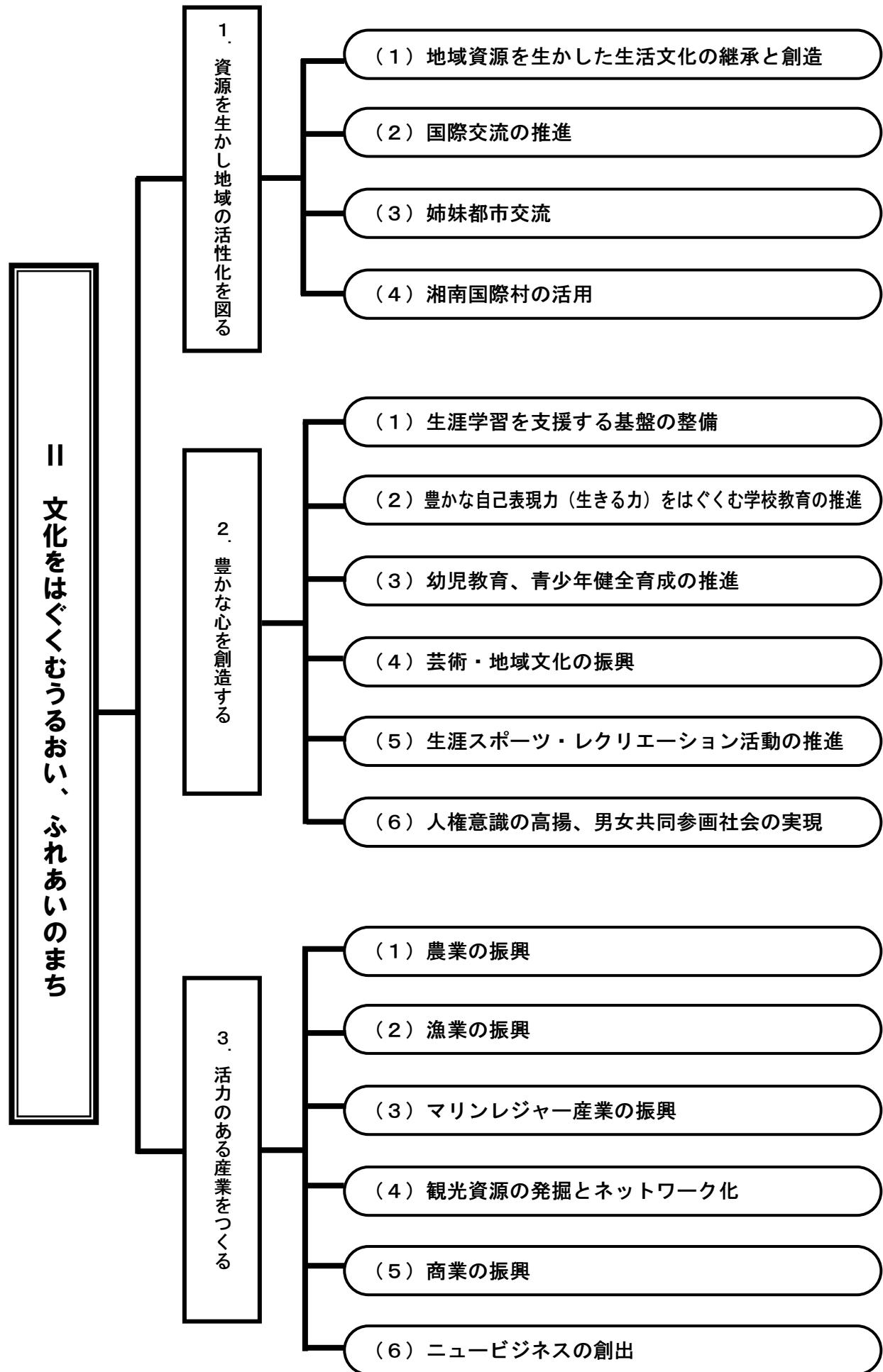
##### (5) 国際化・情報化に対応できる人材の育成

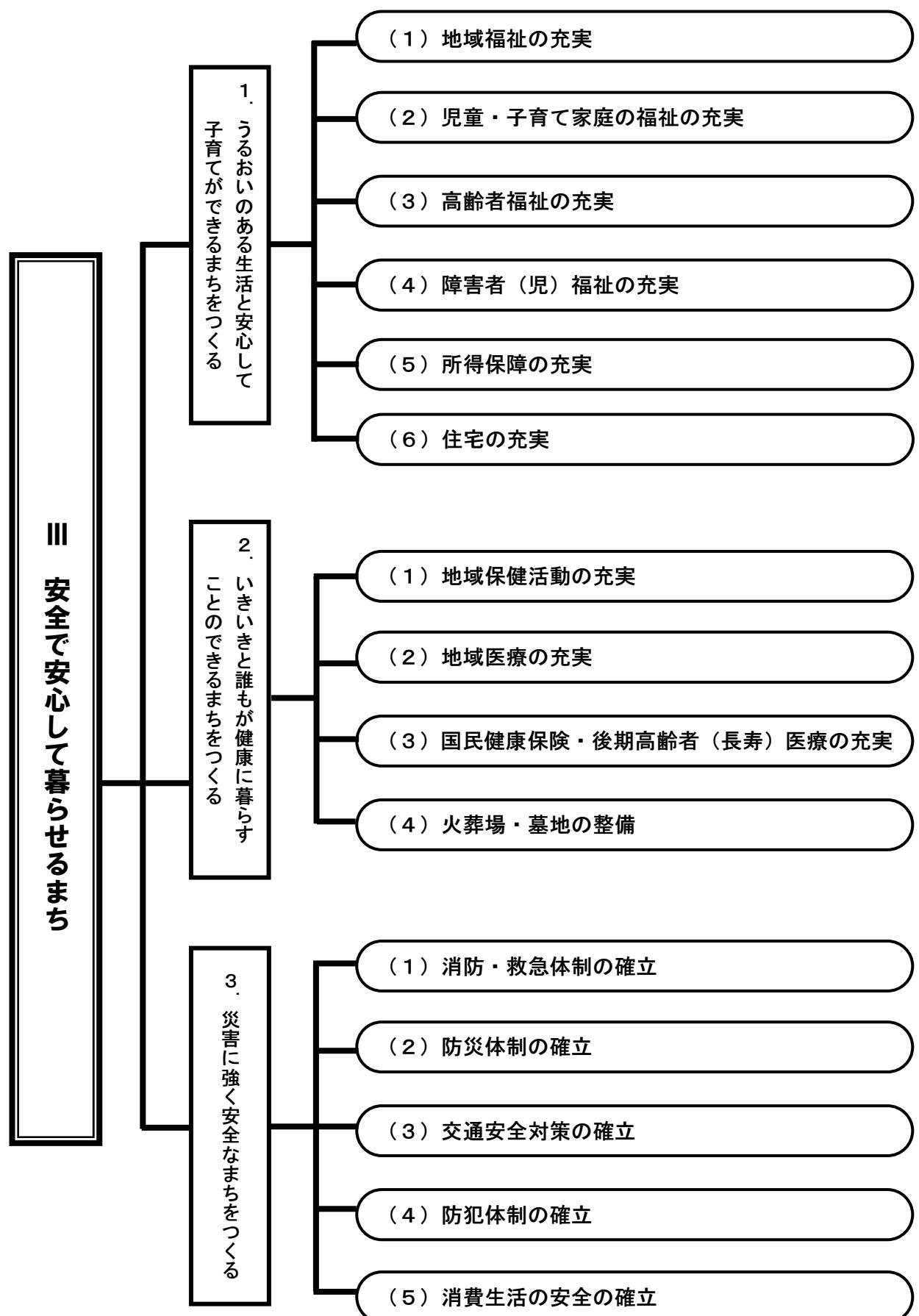
国際交流や情報通信技術にかかる生涯学習活動を充実し、国際化や情報化に対応できる人材の育成を図ります。また、姉妹都市との交流を通じた異文化理解と友好親善に努めます。

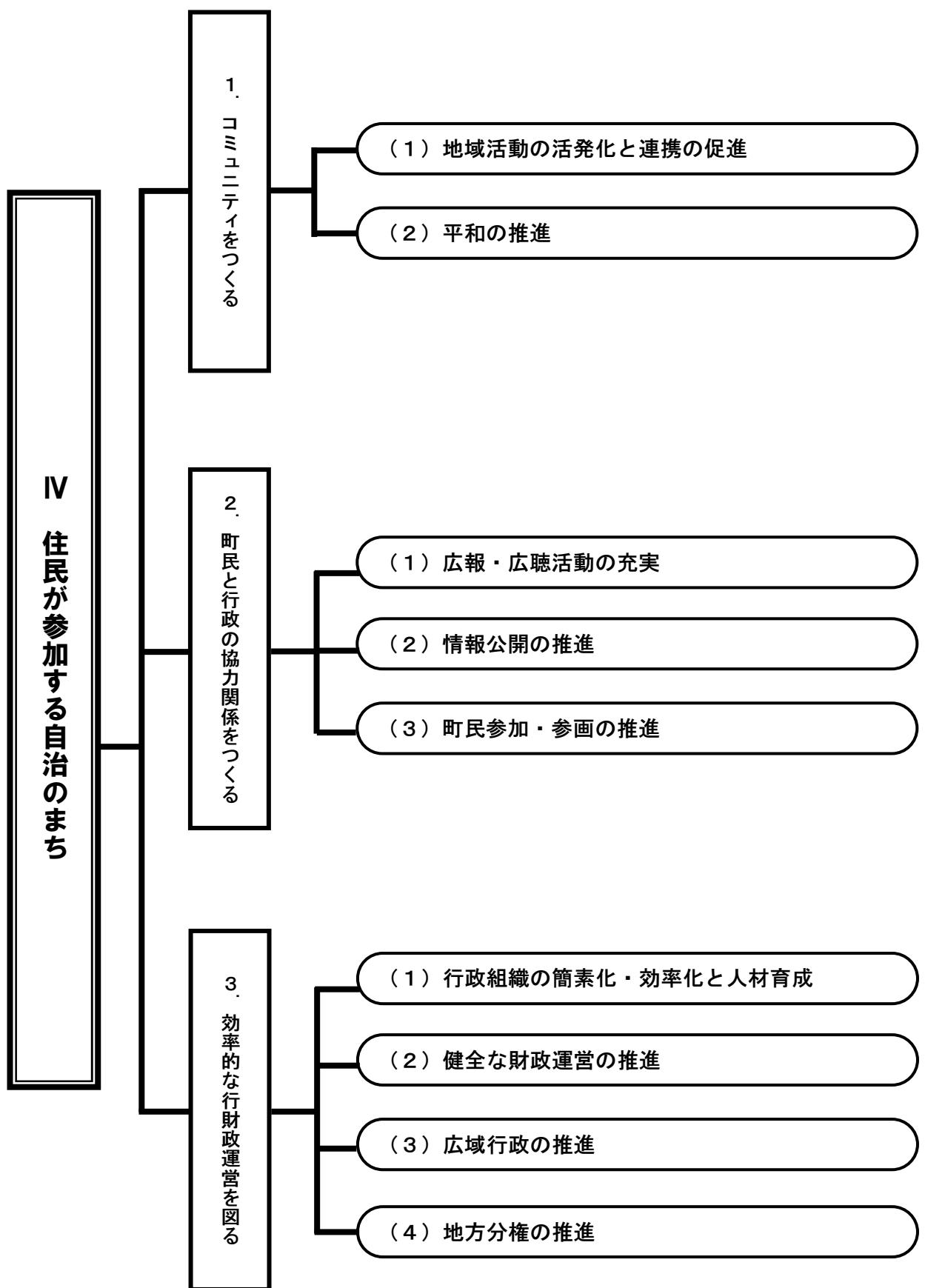
## **後期基本計画の体系**

# I 青い海と緑の丘のある美しいまち











## | 青い海と緑の丘のある美しいまち

# 1. 緑豊かな居住環境をつくる

---

## (1) 緑の保全

---

### ■現況と課題

---

- 首都圏に位置する町の自然環境は、地域の人たちによって永年にわたって保全がなされてきました。現在は首都圏近郊緑地保全法等に指定された区域の治山治水・自然保護を推進しており、今後も県や近隣の自治体と連携しながら、地域制緑地<sup>※1</sup>等により自然環境の一層の保全や活用を図る必要があります。
- 町には良好な自然環境を形成している屋敷林や巨木などがあります。今後こうした文化財としての自然環境を保全していく必要があります。
- 町有緑地の維持管理を行うとともに、民有地でも良好な緑地は土地所有者等との合意により緑地保全契約を締結し、保全に努めています。
- アライグマやタイワシ等の外来生物による生活や農作物への被害が発生しています。また、生態系への影響も懸念されることから、被害防止に向けて県や近隣の自治体との連携を図る必要があります。
- 美しい自然に囲まれた三浦半島全体の緑の保全と活用をより具体的に推進するために、国営公園の誘致とともに半島内の特性に応じた制度の導入や事業を実施していくことが必要です。

---

### ■基本方針

---

豊かな生態系を育み、人々に安らぎと潤いを与える貴重な緑を保全し、良好な自然環境や景観の維持及び形成に努めるとともに、緑や生物等に親しむ環境教育・啓発活動の充実に努めます。

---

※1 首都圏近郊緑地保全法などの法律や条例などにより保全されている緑地。

## ■主要施策

### ○環境基本計画及び緑の基本計画の推進

- ・良好な自然環境や景観の維持、形成を図るため、環境基本計画及び緑の基本計画にもとづいて、緑の保全を進めます。

### ○ふるさと葉山みどり基金の活用

- ・「ふるさと葉山みどり基金」のPRを図り基金の充実に努めるとともに、緑の保全の主要な財源として活用し、緑地の適切な維持管理に努めます。

### ○緑の保全

- ・緑地保全事業及び緑地保全契約により、良好な緑地の維持管理に努めます。
- ・外来生物による被害拡大を防ぐため、防除計画に基づき捕獲を行い、生活環境と貴重な生態系を守ります。また、県・近隣自治体との連携体制の構築に努めるとともに、住民との協働による捕獲を推進します。

### ○緑の活用

- ・緑豊かな三浦半島に国営公園を誘致するため、関係機関とともに国に対して要望活動を進めるとともに、三浦半島の緑の保全活用とあわせ、半島域のさまざまな地域資源との連携を図り、地域を創造するための構想（三浦半島公園圏構想）を県や関係市とともに策定・推進します。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
緑地面積	37.0 ヘクタール	37.1 ヘクタール	↗
緑地保全契約面積	4.4 ヘクタール	4.4 ヘクタール	→
アライグマ捕獲数	95 頭	地域からの排除	↘
タイワニリス捕獲数	1,089 頭	地域からの排除	↘

## (2) 市街地の整備

### ■現況と課題

○都市づくりの総合的な方針を示す都市マスタープラン（計画期間は平成9年～27年）にもとづき、各地域の特性を生かしつつ、市街地の整備を進めていく必要があります。特に旧別荘地から継承した街並みや風致の維持などに配慮した住環境づくりが必要です。

○良好な市街地を形成するためには、まちづくり条例や地区計画<sup>※2</sup>などの手法を活用するほか、景観法<sup>※3</sup>など新たな制度の導入による適切な土地利用の誘導が求められています。そのためにも、住民の意向を反映させながら、計画的に事業の推進を図る必要があります。

**写真を挿入予定**

※<sup>2</sup> 都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、町内会や自治会単位などの住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区的特性に応じてきめ細かなルールを定め、良好なまちづくりを推進する計画のこと。

※<sup>3</sup> 美しい景観の意義や保全の必要性を明確にし、景観の維持・創出のため、地方公共団体に一定の強制力をもたせる新しい基本法。

---

## ■基本方針

---

地域の特性を生かした良好な都市形成を図るとともに、住民との協働による快適な都市環境づくりに努めます。

---

## ■主要施策

---

### ○新しい市街地の形成

- ・県道 311 号（鎌倉葉山線）と都市計画道路県道 217 号（逗子葉山横須賀線）〔三浦半島中央道路〕との交差部周辺、湘南国際村地区については、市街化区域への編入をめざし、木古庭・上山口地区の県道 27 号（横須賀葉山線）沿道周辺の地区においては、優良農地や良好な山林の保全を前提に適正規模の計画的な市街化区域への編入を検討します。

### ○地区計画・建築協定の推進

- ・良好な市街地の形成を図るため、住民とともに地区計画・建築協定制度などの導入を引き続き推進します。

### ○まちづくり条例の適正な運用

- ・町の優れた自然環境を生かした土地利用と都市的土地区画整理事業との調和を図りながら、豊かな住環境の維持向上を図ります。

### ○景観整備の推進

- ・葉山らしい景観を創出するため、葉山町景観計画にもとづき、景観法の諸制度などを活用し、良好な街並み整備の誘導を図ります。
- ・また、公共施設について、景観に配慮した整備をめざします。

### (3) 公園・緑地の整備

#### ■現況と課題

○町内には都市公園が 5 箇所、児童遊園などの身近な公園が 62 箇所あり、総面積約 71ha で一人当たりの公園整備量は県内で群を抜いて高い水準になっています。

○町民の健康意識の高まりや法定労働時間の短縮及び家事の省力・省時間化などによる自由時間の増大に伴い、地域の憩いの場、交流の場、スポーツ・レクリエーション活動の場として、公園や緑に対する地域のニーズは増え続けています。今後は、新たに公園のあり方を検討し、適切な管理・整備・運営が求められています。

**都市公園の整備状況の表を挿入予定**

---

## ■基本方針

---

公園・緑地については、町の特性である自然を尊重して、生活環境の保全、レクリエーション需要への対応、防災及び景観の観点から整備・保全を推進します。

---

## ■主要施策

---

### ○地域のニーズにあった公園の管理運営・整備

- ・新たな公園のあり方を検討し、魅力ある公園の創出をめざします。
- ・公園は地域の財産であり、行政と町民の役割を明確にして協働で管理運営を進めます。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
ドッグヤード利用登録数（件）	291 件	400 件	↗

## (4) 道路の整備

### ■現況と課題

○町の道路体系は国道 134 号及び県道 27 号（横須賀葉山線）、県道 207 号（森戸海岸線）、県道 311 号（鎌倉葉山線）、県道 217 号（逗子葉山横須賀線）〔三浦半島中央道路〕、横浜横須賀道路、逗葉新道などを幹線道路として形成されています。

○平成 16 年 3 月に県道 217 号の一部が開通し、国道 134 号などの渋滞が緩和され通勤・通学などが円滑にできるようになってきています。また、その一方で周辺道路への通過交通量が増え、安全性や三浦半島中央道の早期完成などへの要望が高まっています。

○安全性や利便性に配慮した整備を念頭に、町道路整備計画（平成 10 年策定）にもとづき道路整備を進めています。

○都市計画道路の整備を計画的に進めるとともに、他都市など町外への通勤・通学などが円滑にできるように検討・整備することも求められています。

**道路図を挿入予定**

---

## ■基本方針

---

将来都市構造に沿った道路網の充実をめざして、葉山町道路整備計画にもとづき、計画的な道路整備を行います。

自然環境と調和する景観の形成を図るとともに、交通弱者に配慮した安全な道路環境の整備を行います。

---

## ■主要施策

---

### ○骨格道路体系の整備

- ・交通渋滞の緩和を図るため、県道 217 号（逗子葉山横須賀線）〔三浦半島中央道路〕の早期完成を県とともに推進します。
- ・交通混雑の解消と歩行者や自転車が安心して通行できる道路づくりをめざし、県道 207 号（森戸海岸線）の道路拡幅整備及び桜山トンネルの整備を県とともに推進します。
- ・県道 27 号（横須賀葉山線）の整備を県とともに推進します。
- ・木古庭・上山口・下山口地区において、市街地形成を図るべき区域内の骨格となる道路の整備をめざします。

### ○生活道路（町道）の整備

- ・消防車両の進入が不可能な道路や都市防災上危険な区域では、落ち着いた住環境の形成を壊さないように配慮するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した生活道路の改良を行います。

### ○道路環境の整備

- ・安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設などのほか、沿道での緑化等を進めます。
- ・快適な道路環境を維持するため、適切な補修、維持・管理に努めます。
- ・地形その他の条件から、狭い道路の多い地区においては、建築物などの建設に当たり、適切な環境の維持に十分な考慮を払います。
- ・道路整備に併せてバス交通の利便性と快適性を考慮し、交通混雑を発生させないため、バスベイの設置を県とともに検討します。

## (5) 河川・橋りょうの整備

### ■現況と課題

○下山川と森戸川は、それぞれ河口から 2 km の区間が県管理の二級河川であり、護岸などの整備は概ね完了しています。

○町が管理している水路は、法定外公共物管理条例にもとづき、水路の形態や整備方針を決定し、管理します。

○石や木などの自然素材を活用した護岸など、周辺の緑化と調和した水辺に親しむ河川整備が求められています。また、河川の水質浄化を進めることが求められています。

○橋りょうについては、耐震性を強化した整備を図り、落橋防止工事についてもほぼ完了していますが、今後一層の保全管理に努めるとともに、コンクリート橋の長寿命化を図る必要があります。

**写真を挿入予定**

## ■基本方針

河川の生態系の保全及び河川の氾濫防止に努めるとともに、住民に親しまれる河川整備や橋りょうの安全維持・管理などを推進します。

## ■主要施策

### ○河川の整備

- ・河川のはん濫防止と治水対策を県とともに推進することで防災機能の強化に努めます。
- ・町の管理河川については、河川の生態系と親水性に配慮した保全を推進するとともに防災・衛生面などの安全性を高めることで、うるおいのある水辺環境の創出に努めます。

### ○橋りょうの整備

- ・コンクリート橋の長寿命化のための修繕を行うなど、橋りょうの安全の維持・管理に努めます。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
橋りょう長寿命化 <sup>※4</sup> のための橋りょう点検実施率	0%	100%	↗
長寿命化修繕計画の策定	未策定	策定	↗

※4本町では従来、橋りょうの高齢化・老朽化の後に大規模修繕、架け替えを行う事後保全型の維持管理を行ってきましたが、今後は、定期点検と小規模補修を繰り返し行い、安全性・信頼性を確保しつつ、費用の縮減と平準化を図りながら寿命を延ばしていく予防型の維持管理を行います。

## 2. 環境に配慮したまちをつくる

### (1) 海・海岸・川の保全

#### ■現況と課題

○町の海岸線は「日本の渚・百選」に選ばれるなど、美しい砂浜と岩礁の景観を有しています。また、一色海岸は「日本の水浴場 88 選」に、長者ヶ崎海岸と森戸の夕照は、「かながわの景勝 50 選」に選定されています。その一方で、海岸へのプレジャー・ボート<sup>※5</sup>等の放置は、改善されてきているものの、破損したものもあり、良好な景観を損なっています。

○町の美しい海を保全するために、他機関との連携は不可欠です。海の自然を守るために、数多くの団体等がさまざまな活動をしていますが、今後もこうした団体と連携をとり、引き続き役割分担を調整していくことが課題となります。また、海岸の環境に关心を集めるため、葉山しおさい博物館では「芝崎海岸及び周辺水域」（ナチュラルリザーブ）での自然観察会や自然環境に関する調査及びナチュラルリザーブとしての啓発活動等を行っています。

○河川は森と海を結ぶ貴重な生態系資源であり、その機能を充分に發揮するために水質の保全が求められています。そのため、町では公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進しています。

写真を挿入予定

※5 主としてレクリエーション用に使うヨット、モーター・ボート等のこと。

---

## ■基本方針

---

美しい森が良質の水を貯え、湧水などによって水を河川へ流し、きれいな海をつくるという自然の循環を考え、河川の上・中・下流を一体として河川の生態系を考慮し、海・海岸・川の保全を進めます。同時に海や川に親しむ環境教育・啓発活動及び海・海岸・川の保全に対する広報活動の充実に努めます。

---

## ■主要施策

---

### ○環境基本計画の推進

- ・河川や海辺などの水辺地を保全するため、環境基本計画にもとづいて、適切な施策を進めます。

### ○河川水質の浄化

- ・河川水質の浄化のために、下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及を推進し、もって生態系の保全を図ります。

### ○海岸の保全と美化

- ・美しい海岸を保全し、美化活動を推進するとともに、生態系に配慮しつつ、生き物との親しみの場所として活用します。また、各種団体と清掃活動に取り組むなど連携をとることで、町内各海岸のさらなる美化運動を推進します。
- ・芝崎海岸及び周辺水域の自然保護・保全ならびに観察・調査研究の場としての生涯学習を啓発しながら管理運営を行います。
- ・良好な景観と安全な海岸を確保するため、海岸に放置されているヨット・ボート等の撤去を海岸管理者である県へ要望します。(平成15年度から放置ボートの撤去を実施)

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
ナチュラルリザーブの清掃に参加する団体数	2団体	4団体	↗
クリーン葉山参加者数	480人	600人	↗

## (2) 下水道の整備

### ■現況と課題

○環境保全に対する意識が高まるなか、下水道整備は川や海の水質を保全するために不可欠で重要な事業です。

○町の公共下水道事業は、平成11年3月から一部の地域で利用が開始されていますが、今後も下水道事業認可区域内の整備を進めていくことが必要です。

○整備が完了した区域での下水道の水洗化率を高めるため、下水道普及促進活動を積極的に行うことが必要です。

○下水道整備には多額の費用が必要なため、事業認可計画にもとづき、より効率的・効果的に整備できるよう検討し、かつ経済的に整備を進めていく上で、交付金等を活用し、財源を確保することが必要です。

**過去の下水道データを挿入予定**

---

## ■基本方針

---

快適な生活環境を確保し、川や海の水質保全を図り美しい水環境を次の世代へ引き継ぐため、公共下水道の整備を計画的に進めます。

---

## ■主要施策

---

### ○下水道の整備

- ・汚水管の布設を計画的に進め、供用区域の拡大を図ります。
- ・下水道への水洗化普及活動を積極的に展開します。
- ・下水道認可区域等の見直しなどを行い、最小の経費で最大の効果が得られるようコスト縮減を行いながら事業を進めます。また、国による交付金及び県費補助金等の拡充を要望し、財源の確保に努めます。

### ○適切な維持管理

- ・葉山浄化センター、葉山中継ポンプ場等の効率的な維持管理に努めます。
- ・町民の下水道への理解を深めるため、積極的に広報・啓発活動を実施します。
- ・下水道財政の健全化に努めます。

### (3) 廃棄物の処理・再資源化の推進

#### ■現況と課題

- 施設の老朽化が進んでいるほか、循環型社会への対応など、ごみ処理をめぐる現状は非常に厳しいものとなっています。町民一人あたりの処理費と排出量は、ともに神奈川県下において高い水準となっており、早急に、適正かつ低コストで持続可能なごみ処理を推進していく必要があります。
- ごみ処理の総排出量と資源化率は、ともにここ数年ほぼ横ばいの状況が続いており、今後は抜本的な施策の導入によって、特に燃やすごみと埋立ごみの早期削減に取り組み、循環型社会へ対応した持続可能な処理体制を整える必要があります。
- クリーンセンターの既存施設については、原則として国の推奨するストックマネジメント<sup>※6</sup>の考え方にもとづき、適正な維持管理を行い、安全性、効率性、経済性を勘案しながら最適かつ安定的な処理を確保する必要があります。
- し尿・浄化槽汚泥については、し尿処理施設の老朽化や特A重油価格の高騰などにより平成20年度末で焼却処理を中止しています。現在は他自治体にし尿等の処理を委託していますが、効率的かつ安定的に処理を行うための施設整備に取り組む必要があります。
- 町内各所への不法投棄を防止するため、町民や県、警察と連携し、不法投棄の発生抑制に努める必要があります。

**ごみ収集・処理状況のデータを挿入予定**

※6 既存の建築物（ストック）を有効に活用することで、長寿命化を図る維持管理の手法のこと。

---

## ■基本方針

---

循環型社会形成の観点からごみの資源化・減量化を強力に推進し、持続可能なごみ処理をめざします。また、町民に対する意識啓発や情報提供を積極的に行うことで、ごみの再資源化や発生抑制に努めます。

生活排水処理については、下水道事業との調整を図りながら、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理に努めるとともに、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理を行うよう啓発活動を促進します。

町管理の污水処理施設の適正な維持管理を行います。

不法投棄については、普及啓発やパトロールの実施等により、発生防止に努めます。

---

## ■主要施策

---

### ○ごみの適正処理

- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、可能な限り住民に理解と協力を得ながら施策を進め、焼却ごみと埋立ごみを具体的な目標値まで削減することをめざします。
- ・ごみの資源化・減量化を推進し、持続可能な処理を実現するため、分別品目の強化、収集方式・収集体制の改善、生ごみの資源化の推進、経済的インセンティブ<sup>※7</sup>の導入、事業系廃棄物への対策、資源化支援策の整備、ストックヤード<sup>※8</sup>等の施設整備など、総合的な施策検討を進めていきます。

### ○生活排水の適正処理

- ・生活排水処理基本計画にもとづき、生活排水の適正な処理を図ります。
- ・浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な維持管理を行うよう啓発し、放流水による河川等の水質汚濁の防止、生活環境の保全に努めます。特に単独浄化槽では生活雑排水の処理が十分に行われていないため、その改善について啓発を図ります。
- ・し尿及び浄化槽汚泥については、公共下水道を利用した効率的な処理を推進します。

### ○污水処理施設の維持管理

- ・町管理の污水処理施設について、保守点検や水質検査など適正な維持管理を図ります。

### ○不法投棄防止対策の実施

- ・町民や県、警察と連携し、適切な不法投棄防止対策を図ります。

---

※<sup>7</sup> 費用と便益を比較する人々の意思決定や行動を変化させる誘因のこと。優遇措置など。

※<sup>8</sup> 一時保管所。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 25 年度)	方向性
町民一人一日あたりのごみ排出量 (燃やすごみ)	563 g	329 g	↙
焼却ごみ量	8,487t	5,340t	↙
ごみの資源化率	26.6%	45.0%	↗
ごみの埋立量	555.23 t	286 t	↙

写真を挿入予定

## (4) 公害の防止

### ■現況と課題

○地域に暮らす住民の健康や自然環境を保持・改善していくためには、公害を未然に防止していくことが重要です。そうしたなか、事業所に対しては、排煙や排水について大気汚染防止法・水質汚濁防止法及び県条例にもとづく規制がかけられています。

○騒音・振動については法・条例にもとづく指導を行っていますが、生活騒音等の防止についてもモラルの向上が求められています。

### ■基本方針

大気汚染、水質汚濁、騒音など公害の防止に努めます。

### ■主要施策

#### ○大気汚染・水質汚濁の防止

- ・県と協力し、大気汚染・水質汚濁の防止に努めるとともに、条例にもとづく規制、指導を行います。
- ・窒素酸化物等の削減を進めるため、アイドリングストップ運動やノーカーデーの実施、低公害車の利用を進めます。

#### ○騒音等の防止

- ・生活騒音については県条例にもとづき苦情処理への適切な対応を進めます。

**写真を挿入予定**

## (5) 地球温暖化対策・省エネルギーの推進

### ■現況と課題

- 京都議定書により、二酸化炭素などの温室効果ガス<sup>※9</sup>の削減目標が示され、住民と一緒に削減に取り組んでいくことが求められています。
- 町事業によるエネルギー使用量を集計・把握し、エネルギー使用量及び温室効果ガスの削減をめざしています。
- 役場庁舎の照明をLEDへ切り替え、エネルギー使用量の削減を進めています。今後も、順次施設のLEDへの切り替えを進めていくとともに、新エネルギーの導入について検討していきます。
- 日常生活において地球温暖化対策・省エネルギーを実践できる方法が求められており、HPや広報を通じて普及啓発を行っています。

**写真を挿入予定**

---

<sup>※9</sup> 大気中に存在する二酸化炭素やメタンなどのガスが、太陽光により暖められた地表から放出される熱を吸収し、気温を保つ働きのこと。

---

## ■基本方針

---

自然エネルギーやクリーンで再生可能な新エネルギー等の活用を検討します。  
エネルギー使用量の無駄をなくし、温室効果ガスの削減に努めるとともに、省エネルギー・  
温暖化対策の普及啓発を行います。

---

## ■主要施策

---

### ○省エネルギー施設の整備の検討

- ・環境に負荷を与えないエネルギー利用や自然エネルギーなどの活用方法について啓発普及に努め、公共施設への導入方法を研究・検討します。

### ○省エネルギーの啓発

- ・住民に対して環境負荷が少ない生活のあり方や省エネルギーに関する環境教育を推進し、環境家計簿などの普及に努めます。

### ○地球温暖化対策・省エネルギーの推進

- ・環境に負荷を与えないエネルギー利用や自然エネルギー等の活用方法を検討し、エネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量を削減します。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
温室効果ガス排出量	7,156,549 kg-CO2 (東京ドーム*2.9 個分)	5,701,318 kg-CO2 (27 年度目標) (東京ドーム 2.3 個分)	▼
エネルギー使用量	1,914kWh*	1,661kWh	▼

※原油換算での年間使用量

※東京ドーム 1 個分の二酸化炭素の重さは約 2,430,400 kg



## II 文化をはぐくむうるおい、ふれあいのまち

# 1. 資源を生かし地域の活性化を図る

## (1) 地域資源を生かした生活文化の継承と創造

### ■現況と課題

○町は、明治時代、横須賀線開通とともに保養地として歩み、特に御用邸のある別荘地として宮家や各界名士の別荘が多く建てられました。現在は企業の保養所や個人の邸宅として活用されていますが、町を彩った洋風建築等の別荘も時代とともに姿を消し、一部別荘地が開発されるなど大きく変貌してきています。こうしたなか、町の個性を表す貴重な地域資源として、保護、活用を図っていこうという動きが出てきています。

○恵まれた自然環境、伝統や豊かな文化などは、地域の人々の誇りや愛郷心をはぐくみ、来訪者にとっても他にはない安らぎをあたえています。

○社会の成熟化に伴い、物質的な豊かさだけでなく「生活の質（QOL<sup>※10</sup>）」を高めることにより、地域の活性化を図り、誰にとっても「住みたいまち」とすることが必要とされています。

○地域資源を有効に生かし、地域の活力を増進することにより、住民と行政の協働によって知恵を出し合い、協力していくことが求められています。

**写真を挿入予定**

※<sup>10</sup> Quality of Life の略。一人ひとりの生活者がどれだけ自分らしい生活を送り、その人生に幸福を感じているかを測る尺度として捉えられている。

---

## ■基本方針

---

別荘文化と融合し生まれたと考えられる「葉山らしさ」の魅力を深め、世代を超えて継承していくとともに、町の歴史や生活文化・環境など、豊かな地域資源を見つめ直し、保全・活用を通して新たな価値の創造に努めます。

誰もが住みたい・住み続けたくなるまちをめざします。

---

## ■主要施策

---

### ○地域資源の保全・活用を通した葉山生活文化の継承と創造

- ・葉山らしさを構成する地域資源の保全・再生・活用を通じ、各種町民活動団体やNPO法人との連携を図りながら協働により、葉山生活文化の継承と創造を進めます。
- ・葉山生活文化の継承や創造をより充実させるために、すでに行われている事業や活動との連携・交流を促進します。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
NPOはやままちづくり協会登録団体数	28団体	30団体	↗

## (2) 国際交流の推進

---

### ■現況と課題

---

○町では、国際交流協会を支援し、国際姉妹都市である南オーストラリア州のホールドファストベイ市との間で、ホームステイ学生の相互交流を実施しています。

○町を含む相模湾 13 市町と神奈川県はオーストラリアのゴールドコースト市との間で交流をしています。

○町では、国際交流協会と協力し、諸外国の人々と身近に交流できるよう、外国文化紹介講座を開催しています。

○市民レベルの交流が継続するよう、さまざまな事業を展開することが課題となっています。

---

### ■基本方針

---

多様な文化、生活習慣などを理解できる国際性豊かな人材の育成をめざして、国際交流を進めます。

外国籍の住民と交流を深め、ともに生きる多文化共生の地域社会づくりを進めます。

---

### ■主要施策

---

#### ○国際交流活動の展開

- ・国際姉妹都市との芸術文化、スポーツなどのさまざまな分野での相互理解を深めるとともに、交流活動を推進します。
- ・国際交流協会を支援するとともに、異文化の理解を深めるための講座など、身近な交流環境づくりに努めます。

#### ○外国語による情報提供

- ・外国籍の住民が医療や福祉、防災活動など生活にかかわる情報を的確に把握できるよう、外国語による情報提供などを進めます。

### (3) 姉妹都市交流

#### ■現況と課題

○町と群馬県草津町は、ともに保養・休養に優れた土地であることから、昭和44年3月に両町を世に紹介したベルツ博士がとりもつ縁により姉妹都市関係を結びました。

○両町は、定期的親善交流として、夏は葉山海岸において草津町親善水泳教室を、冬は草津町で葉山町民スキー学校を開催しています。また、草津町文化祭への出品や町民が草津温泉の宿泊施設を利用した場合の宿泊助成金交付制度を設けています。

○町では住民情報が記録された磁気テープを遠隔地である草津町に保管し、災害発生に備えており、定期的に磁気テープの交換を行っています。

○交流する分野や、交流する人々の数や年齢層の拡大を図り、交流内容を豊かにしていくことが課題となっています。

#### ■基本方針

文化、観光、スポーツ、産業など交流する分野及び、交流する人々の数や年齢層などを拡大して、姉妹都市である群馬県草津町との交流を深めます。

#### ■主要施策

##### ○定期的な親善交流の推進

- 両町の定期的な親善交流の充実に努めます。

##### ○交流分野の拡大

- 公文書セキュリティ対策など行政上の相互協力も含めて、交流分野の拡大を図ります。

#### ●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
草津町文化展作品出品数（文化交流参加者数）	30	30	➡
草津町とのスポーツ交流参加団体数	2団体	4団体	➡

## (4) 湘南国際村の活用

### ■現況と課題

○湘南国際村<sup>※11</sup>は、平成6年5月に開村その後、A地区内では総合研究大学院大学をはじめ学術研究機関、民間企業研修施設などが次々に建設され、研究・研修機能が集積しています。

○平成21年度の湘南国際村の研修等の利用者数は約23.3万人で、一般来村者数は約35万人（推計）と経済情勢の影響により減少傾向ではありますが、多くの人々に利用され、交流がなされています。

○湘南国際村に蓄積されている人材や各種機関との交流を通して、生涯学習活動や福祉活動の発展、町民とのコミュニティの形成、地域の活性化などが進むことが期待されています。

○現在、A地区はほぼ完成していますが、横須賀市域にあるB地区、C地区については神奈川県に譲渡され、開発から緑の再生・保全に大きく方向性が変更したことにより優れた環境教育素材とするなど多くの利用方法が考えられています。

**写真を挿入予定**

※<sup>11</sup> 県の「湘南国際村基本構想」にもとづき、「緑陰滞在型国際交流拠点」として平成6年に開村。本町と横須賀市にまたがる丘陵地に位置し、全体の計画面積は188.3ha。A・B・Cの3つの地域から構成。

- ・A地区(75.6ha)は、公共系・民間系の研究・研修施設の集まる村のシンボル地域。
- ・B地区(49.6ha)とC地区(63.1ha)は、「22世紀に引き継げる『都市近郊森林マネジメントモデル』」や「また来たくなる、こだわりの感じられる自然環境活用拠点」などの活用を図る地域として整備が進められている。

---

## ■基本方針

---

湘南国際村B・C地区の緑の再生を関係機関とともに進めます。

---

## ■主要施策

---

### ○地域のまちづくりの推進

- ・湘南国際村を中心とした地域のまちづくりについて、神奈川県・横須賀市との情報交換や連携を強めます。
- ・湘南国際村に立地している各種機関等との情報交換を進めます。

### ○湘南国際村事業等の活用の推進

- ・湘南国際村が町民にとって身近な存在となるよう、村で実施される各種事業等について、湘南国際村協会をはじめとする関係各機関とともに積極的なPRや利活用に努めます。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
湘南国際村フェスティバルの参加者数	48,000人	50,000人	↗

## **2. 豊かな心を創造する**

---

### **(1) 生涯学習を支援する基盤の整備**

---

#### **■現況と課題**

---

○町では、子どもから高齢者まで、誰でも学びたいときに「いつでも」、家庭や学校、地域などあらゆる生活の場「どこでも」、講座や学級、地域のサークル活動等自分にあった方法で「気軽に」学べるよう体制づくりを進めてきました。今後は、ますます多様化する学習ニーズにこたえるべく、学習情報の提供と相談の充実、さらにさまざまな機会や場を通じて学んだ成果が地域社会のなかで「適切に評価される」とともに、地域参加活動やボランティア活動などを通して、「その成果を生かすことができる」よう基盤の整備が求められています。



**写真を挿入予定**

---

## ■基本方針

---

一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送るため「いつでも、どこでも、誰でも、気軽に、どんなことでも学べる」という基本的な考えに立って、葉山らしい生涯学習をめざします。

---

## ■主要施策

---

### ○生涯学習情報の提供の充実

- ・町民がそれぞれの学習要求に取り組むことができるよう、幅広い生涯学習の機会の充実に努めます。そのため、自主的な学習活動に必要な情報や資料の提供に努めます。

### ○生涯学習施設の整備充実

- ・生涯学習活動の拠点となる学校をはじめ図書館・博物館・公民館・体育施設の整備充実、また、町内・自治会館等の活用を図ります。
- ・情報交換の場の充実を図ります。

### ○学習支援者の養成と活躍の場づくり

- ・生涯学習支援者、生涯スポーツ指導者、生涯学習ボランティア等の人材の養成・確保を図ります。
- ・生涯学習ボランティア等の人材の登録制度の整備を進めるとともに、活躍の場づくりと積極的な活用を図ります。

### ○生涯学習の推進体制の充実

- ・町にある教育・学習機能を持つあらゆる機関、団体の連携・協力の体制づくりに努めます。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
町民大学受講者数	100 人	100 人	➡
生涯学習ボランティア登録者数	39 人	80 人	➡

## (2) 豊かな自己表現力（生きる力）をはぐくむ学校教育の推進

### ■現況と課題

- 昨今のさまざまな社会変化に対して主体的に対応でき、新たな文化を創造する人間の育成が求められています。町の豊かな自然環境を活かしつつ、体験学習を中心に問題解決能力や創造力の育成を図り、「自らの生き方」について自覚を深め、心豊かに自己表現を図る力の育成が求められています。学校では、児童・生徒に、T.T（チームティーチング<sup>※12</sup>）指導や少人数指導などにより『確かな学力』を身につけさせるとともに、総合的な学習の時間を中心にして『自ら学び・自ら考える力』の育成を図る教育活動が行われています。こうした取組みをより充実させるためには、学校・家庭・地域が一層の連携を深めることが重要です。
- 「いじめ」や「不登校」などの問題については、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と機能に応じて協働することにより、問題解決を図ることが重要です。また、各人の心の悩みに寄り添える相談体制の充実も求められます。
- 教育指導では、児童・生徒の適性に応じた教育の充実に努める必要があります。特に配慮を要する児童・生徒については、きめ細やかな教育相談と適切な教育環境の提供に努めることが必要です。また、「幼保・小の連携」と「小・中の連携」を重視し、関係機関と保護者・地域社会が一体となった教育指導の充実が強く求められています。
- 町には小学校4校、中学校2校があります。児童・生徒のより良い教育環境づくりや安全の確保とともに、地域の文化拠点として計画的に整備していくことが必要です。

過去5年分の児童・生徒数の

データを挿入予定

※<sup>12</sup> 複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたること。英作文や英会話を教えるとき、日本人と英米人が組んでおこなう授業などがその一例である。

---

## ■基本方針

---

生涯にわたる人間形成の基礎を培うために必要とされる基礎的、基本的な学習内容を重視し、また、個性を生かす教育の充実に努めます。

情報化、国際化など 21 世紀の新たな時代状況に主体的に対応できる人間の育成をめざし、教育内容や指導体制等の充実に努めるとともに、時代の変化に対応した教育環境の整備を進めます。

---

## ■主要施策

---

### ○教育内容の充実

- ・知、徳、体の調和のとれた人間形成がなされるよう、個を生かしながら、「基礎・基本」の徹底と「問題解決能力」の育成に努めます。そのために、「総合的な学習の時間」や「特色ある学校づくり」といった新たな視点を取り入れた教育課程を編成します。また、町ならではの自然・社会環境を十分に生かした学校教育活動を推進します。
- ・小学校から中学校へのスムーズな移行をめざし、教育環境の変化に対応できるよう、基礎学力の向上と情緒の安定を図るために、小中学校における教育課程の連携を推進します。
- ・これから社会変化に主体的に対応できる能力を育成するため、人権教育、福祉教育、情報教育、国際教育、環境教育、郷土の歴史や文化についての教育の推進に努めます。
- ・子どもと高齢者が学校でふれあう機会を拡充し、町の伝統文化などが継承される教育を推進します。

### ○指導体制の充実

- ・一人ひとりの確かな学力を身につけるために、少人数指導・T.T(ティームティーチング)・少人数学級といった学習の目的や習熟の程度に応じた集団規模での教育指導ができるようになるとともに、学校間・校種間の交流を推進するため、教員の確保や教室等の整備に努めます。
- ・教育研究所の組織体制及び機能の拡充を図り、教職員の研究・研修の推進、カリキュラムセンターとしての情報整備、教育相談体制の充実等に努めます。
- ・国際化、情報化など社会情勢の変化に対応した教育活動の推進に努めます。
- ・いじめ、不登校等の問題に適切に対処するため、スクールカウンセラーや教育相談コーディネーターを中心とする相談活動の充実に努めます。

### ○特別支援教育の充実

- ・配慮を要する児童・生徒については、きめ細かな教育を推進するため、個別指導計画にもとづく教育指導の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

## ○児童・生徒の健康づくりの推進

- ・学校と家庭との連携を密にし、健康管理の徹底を図ります。また、健康・安全に対する自己管理能力の育成を図るため、児童・生徒の発達段階に応じた保健教育や安全教育を推進します。
- ・保健体育活動やスポーツ・レクリエーション活動を奨励・推進し、体力の維持・向上を図ります。
- ・健康の保持・増進や体位の向上が図られるよう、正しい食習慣を身につけたり、地域に根ざした食文化に触れたりすることができるよう給食内容の充実に努めます。

## ○開かれた学校づくりの推進

- ・子どもたちの健全な成長を地域ぐるみで支援するため、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割に応じて連携を深め、地域に根ざした教育活動の推進と家庭や地域社会の教育力の向上をめざします。

## ○学校教育施設等の整備

- ・小中学校の施設・設備については計画的に整備充実を進め、良好な教育環境の維持に努めます。
- ・一時的余裕教室については児童・生徒の学習や生活の場として有効活用に努めるとともに、生涯学習活動の場として体育施設とともに地域への開放を促進します。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
町費教員（インテリジェント・ティーチャー）の配置	各小・中学校 1 名ずつ配置 (計 6 名)	各小・中学校 2 名ずつ配置 (計 12 名)	↗

### (3) 幼児教育、青少年健全育成の推進

#### ■現況と課題

- 町には認可保育所2園と私立幼稚園5園があります。
- 現在、町の4～5歳児の多くがこれらの施設で幼児教育を受けており、少子化傾向が強まるなかで、これらの施設が果たす役割と期待はますます高まっています。
- 次代を担う青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、家庭や地域の教育機能の低下とともに、青少年の自律心や社会性の欠如が指摘され、非行の低年齢化などの問題も生じています。
- アンケート結果をみると、子育て世代においては、特に安心して子育てができる環境や教育水準の高い町が求められています。

過去5年分の幼稚園園児数の  
データを挿入予定

---

## ■基本方針

---

幼児教育は、人間形成の基礎を培うため重要な役割を担うものです。そのため、家庭や地域社会及び幼児教育機関との連携に努め、幼児の発達段階に応じたきめ細かな教育の推進を図ります。

21世紀を担う心豊かで思いやりのある青少年を育成するため、家庭・学校・地域社会が一体となって健全な社会環境づくりに努めます。

---

## ■主要施策

---

### ○幼児教育の推進

- ・幼児教育における最も基本となる家庭教育の充実を図るため、幼児に対するしつけや接し方等の知識の普及に努めます。
- ・幼児期からの一貫した教育活動を展開するため、保育所や幼稚園等と小学校の連携体制の強化に努めます。

### ○青少年教育の社会参加の促進

- ・ボランティア活動、環境美化、スポーツ活動など青少年の地域における社会活動への参加を促進します。
- ・子ども会等の各種青少年団体の活性化を図るため、指導者の発掘・養成に努めます。
- ・青少年の社会性を培うため、他地域との交流活動への参加促進などを積極的に進めます。

### ○健全な社会環境づくり

- ・家庭・学校・地域社会が連携を密にし、地域ぐるみで非行防止活動と安全の確保に取り組むとともに、健全な社会環境づくりに努めます。
- ・青少年が自らの悩みや問題を解決できるよう相談活動の充実を図るとともに、地域において青少年の自律を促進するため指導・助言を行う指導者の養成を図ります。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
通常保育の設置数及び定員	認可2ヶ所 定員185人	認可2ヶ所 定員210人	↗

## (4) 芸術・地域文化の振興

### ■現況と課題

○心の豊かさや生きがいなどの精神的な充足への欲求から、芸術文化への関心が高まっています。町内には芸術文化活動を自主的に行う団体・サークルが多くあり、それらの団体に対する活動の場や情報の提供など支援活動の充実が求められています。

○町には、国指定文化財2件、県指定文化財3件、町指定文化財64件のほか、43件の埋蔵文化財包蔵地（平成22年4月1日現在）があります。文化財は町民共有の財産であり、今後も調査、保存及び活用を図り、地域の文化的向上に努めていくことが重要です。なかでも国指定史跡である長柄桜山古墳群は、逗子市と共同で、計画的に保存整備を進めていく必要があります。

○町が保有する町史にかかる資料の保存と整理が求められています。

○県立近代美術館葉山の開設に伴い、隣接するしおさい公園・博物館や山口蓬春記念館などとともに、この地域は新たな芸術文化の拠点となりうる環境があります。今後、芸術・文化資源が集積する環境を活用して、町内の芸術文化団体の活動が発展することが望まれます。

過去5年分のしおさい公園入場者数の  
データを挿入予定

---

## ■基本方針

---

地域に根ざした自主的な文化活動を大切にしながら、個性ある芸術・地域文化の創造をめざします。

文化財など先人から継承された自然・歴史的遺産については、保存・収集や調査研究活動などに努めるとともに、それらの活用を通して郷土文化の学習・継承を図ります。

---

## ■主要施策

---

### ○芸術文化活動の振興

- ・町民の自主的な芸術文化活動を振興するため、各種の情報や学習機会の提供に努めるとともに、優れた芸術文化にふれることのできる機会の拡充を図ります。
- ・しおさい博物館、県立近代美術館葉山を中心に、文化スポットゾーンの機能を高めます。

### ○団体・サークルの育成

- ・芸術文化活動の活性化を図るため、文化協会や自主的なサークルの育成のための場や情報の提供を進め、団体相互の連携や交流の促進に努めます。

### ○文化財の保存と活用

- ・葉山町の自然や歴史、文化に対する理解と郷土に対する愛着の醸成を図るため、学校教育やさまざまな生涯学習の場で郷土に関する学習機会の拡充に努めます。
- ・文化財など先人から継承された歴史的遺産の保存を図り、町の歴史に関する調査研究に努めます。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
指定文化財指定件数	64 件	66 件	↗
所蔵美術展開催数	年2回	年4回	↗

## (5) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

### ■現況と課題

○労働時間の短縮及び長寿命化による余暇時間の増加や健康志向の高まりに伴って、スポーツ、レクリエーション活動の内容は多様化し、そのニーズは益々高まっています。すべての人が生涯スポーツ・レクリエーション活動に親しめるような機会の提供を図ることが求められています。

○地域スポーツの拠点として、学校体育施設、南郷上ノ山公園、民間スポーツ施設等があります。これらの施設の充実を図るとともに、生涯スポーツを促進するために年齢・体力・技術に応じて楽しめるようなスポーツの啓発・普及や各種イベントの情報提供をしていくことも大切です。

### ■基本方針

人々の生涯スポーツを促進するためには、スポーツを行う場としての体育施設の整備・充実を進めます。

町民の誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるようスポーツ教室やレクリエーション活動の機会の提供に努めます。

**写真を挿入予定**

## ■主要施策

### ○スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- ・町民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、スポーツ施設の整備・充実に努めます。
- ・地域スポーツ活動の拠点となっている学校体育施設は、適切なルールのもとに積極的な開放に努めます。

### ○生涯スポーツ活動の機会と情報提供

- ・各種スポーツ教室やスポーツイベントの開催等に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動に関する情報提供と相談に努めます。

### ○スポーツ・レクリエーション団体・サークル等の育成と支援

- ・生涯スポーツ活動の活性化を図るため、体育協会など中核となる組織や各種自主的なサークル等の育成を進めます。
- ・生涯スポーツ活動が、幅広く町民に親しまれるよう推進することで、団体相互の連携や交流を深めます。

### ○スポーツ指導者の養成・研修・活用

- ・スポーツ・レクリエーション活動の普及や促進に必要な、指導者の養成や研修に努め、さらにその活用を図ります。

### ○ニュースポーツの普及・啓発

- ・競技スポーツとは楽しさの異なる、誰でも参加できるニュースポーツの普及・啓発に努めます。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
ヨットスクール受講者数	38 人	40 人	↗
小学校プール利用者数（夏季期間中）	2,000 人	2,000 人	➡

## (6) 人権意識の高揚、男女共同参画社会の実現

### ■現況と課題

○21世紀は「人権の時代」ともいわれていますが、私たちの周囲には顕在化しないところでいろいろな差別や偏見に心を悩ませている人がいます。誰もが差別を受けることなく人権が尊重される社会は、みんなの共通の願いであります。差別や偏見がなく平等で人権が尊重される地域社会の形成を図ることが必要です。また、配偶者やパートナーからの暴力などが問題となっており、相談体制の充実などが求められています。

○男女がその個性や能力を十分に発揮できるよう、さまざまな取り組みが進められていますが、依然として家庭や職場等における男女の役割の固定化、男女差別、出産や育児に対する保障制度の遅れなどがあります。男女それぞれの個性と能力を認め、尊重できる生活環境、社会環境を整え、実現することが課題です。

### ■基本方針

差別や偏見のない「ともに生きる社会」を実現し、優しさと思いやりにあふれたまちづくりを推進します。

社会生活のあらゆる面で男女共同参画社会の実現をめざし、男女平等教育や意識啓発活動を推進するとともに、女性の社会参加の促進を図るために条件整備に努めます。

### ■主要施策

#### ○人権意識の高揚

- ・あらゆる差別や偏見をなくすため、学校や社会のなかで人権・平等教育を推進します。
- ・また、人権問題に対する町民の理解を深め、差別などによる人権侵害を未然に防ぐため、意識啓発活動の強化に努めます。
- ・性的いやがらせ、配偶者やパートナーから受ける暴力など、あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発や相談体制の充実を図ります。

#### ○男女共同参画社会の促進

- ・女性の社会参加を促進するため、町の審議会などをはじめとする公的機関への任用を積極的に推進するとともに、女性の自主的団体・サークルの育成・支援に努めます。
- ・国や県とともに雇用の場における男女平等を促進するため、女性が働きやすい職場づくりを事業主等に働きかけます。また、出産・育児などによって女性の社会参加が阻害されないよう、保育園や児童館の充実など育児環境の整備に努めます。
- ・男女共同参画社会についてさまざまな意識啓発を行います。

### **3. 活力のある産業をつくる**

---

#### **(1) 農業の振興**

---

##### **■現況と課題**

---

○町の農業は、農家数、農業就業人口、経営耕地面積ともに減少傾向にあります。主な農作物は米、野菜類で、その他は少量多品目で生産されています。今後、農業協同組合と連携し、果樹、花、こんにゃくや梅干しなども含めて、地域の観光資源になるものを開発していくことが課題となっています。

○平成4年に開設された朝市農産物加工所は、地元の野菜や果物を原料とした漬物やジャムなどの加工品を生産し、朝市で販売を行い、好評を得ているとともに、その朝市は、生産者と消費者の交流の場にもなっています。また、農家が集まり関係機関の支援を受け新たな特産物の開発を進めており、その効果が期待されます。

○肉牛を飼育している畜産農家が3戸あり（平成22年4月1日現在）、葉山牛として良質な肉の評価を受け、ブランド名も定着し始めています。今後も安全で良質な葉山牛の安定的な供給を図るため、肥育技術の向上に努める必要があります。

○町民農園は、休耕農地の有効活用と余暇対策として開設されたもので、町民に人気があることから、今後もさらなる整備が望まれています。

**農業の推移及び主な作物別農業粗生産額の**

**推移データを挿入予定**

## ■基本方針

生物多様性の保全や緑の景観形成を担う農地の多面的な役割を評価するとともに、都市近郊農業として安定的な農業経営の確立や農地の活用ができるよう支援します。また、特産品の開発・生産を推進します。

安全な農畜産物の生産と消費の拡大を推進します。

## ■主要施策

### ○特産品の開発

- ・漬物やジャムなどの特産品のブランド化を進めます。
- ・新しい特産品の開発を進めるとともに、加工品製造農家の育成を図ります。

### ○地産地消<sup>※13</sup>の推進

- ・少量多品種の地場農産物の生産を支援します。
- ・地場農産物の地域内流通を促進するため、朝市を推進します。

### ○畜産業の振興

- ・安全な肉牛の供給を図るとともに、葉山牛のブランド化をさらに進めます。
- ・葉山牛の生産量を向上させるため、肥育技術の研さんを支援します。

### ○町民農園の推進

- ・農業体験とレクリエーションの場として人気の高い、町民農園をさらに推進します。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
認定農業者 <sup>※14</sup> 数	3人	3人	➡
新規特産物の開発	0品種	2品種	↗

※<sup>13</sup> 地元でとれた新鮮で安全な農林水産物を地元で消費すること。食に対する安全安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

※<sup>14</sup> 「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（個人や法人）のことをいう。認定を受けることで、国や県、市町村等から有利な条件の融資や補助金などの支援が受けられる。

## (2) 漁業の振興

### ■現況と課題

○町の漁業は、しらすの船びき網、小型定置網、刺し網、かつおの一本釣り、サザエ、アワビ等の採貝業の沿岸漁業やワカメ養殖業が行われており、町唯一の漁港である真名瀬漁港と地方港湾の葉山港が漁業根拠地となっています。また、兼業として遊漁案内業が盛んであり、観光産業も通じて土日等休日は来訪者で賑わっています。

○真名瀬漁港周辺には、森戸の磯、えべえ島といった岩礁があり、採貝、採藻業の天然魚場が広がっていますが、貝類等の磯根資源の減少により、天然魚場の効用の低下が見られるため、町では「採る漁業から育てる漁業への転換」を進めており、資源の増殖を図るための漁礁の造成、海底の改善、稚魚・稚貝の放流などを漁業協同組合と連携して漁場環境の育成に努めています。

**過去5年分の漁業組合員の**

**データを挿入予定**

---

## ■基本方針

---

安全で快適な漁業地域の形成と生産労働の効率化・近代化を図るため、漁業活動の根拠地としての真名瀬漁港の維持管理の適正を図ります。

資源保護のために採る漁業から育てる漁業への転換を推進し、漁業経営の安定を支援します。

---

## ■主要施策

---

### ○漁港の適切な維持管理

- ・真名瀬漁港の維持管理を計画的に推進します。

### ○資源増殖への支援

- ・資源の増殖を図るため、漁礁の設置、稚魚・稚貝の放流などを支援します。

### ○都市住民との交流の推進

- ・真名瀬漁港・葉山港では遊漁案内業も盛んであるため、利用者の安全で円滑な施設利用を促進するとともに地域の活性化と都市住民との交流を推進します。

### (3) マリンレジャー産業の振興

#### ■現況と課題

○葉山海岸は、砂浜と岩礁が交互に連なる美しい海岸線があり「日本の渚・百選」に、一色海岸は、「日本の水浴場 88 選」に選定されています。

○近年、水上オートバイ、ウィンドサーフィンなどのマリンスポーツを楽しむ人が増加し漁業者や利用者同士のトラブルの発生が懸念されるとともに、海岸利用者のマナーの低下により海浜の環境が悪化しています。町民、来訪者、漁業者などが快適に海浜を利用できることを目的に策定した「海・浜のルール」を広く周知することを継続していく必要があります。

○海上での事故等を減少させるとともに「青く美しい安全な海 葉山」の発展を目的に、「自己救命策の確保」を推進する「うき・ウキーはやま推進協議会」発足させました。

○平成 17 年に神奈川県水難救済会葉山救護所を設置しました。引き続き、海上での事故等に対し、迅速に対応することが求められています。

○葉山港は、平成 10 年かながわ・ゆめ国体を契機に再整備が行われました。マリンレジャーが盛んになるなかで、ヨット競技の拠点として、また、大人から子どもまで海洋スポーツを楽しみながら学べる場として、さらには一般の人々も気軽に利用、憩うことができる場としての活用が期待されます。

**過去 5 年分の海水浴利用者数のデータを**

**挿入予定**

---

## ■基本方針

---

安全で快適に利用できるようマリンレジャー産業の振興を図ります。

---

## ■主要施策

---

### ○マリンレジャーの拠点づくりへの支援

- ・マリンレジャーの拠点づくりや有効活用を関係機関と協力し、推進します。

### ○自己救命策の確保の推進

- ・「うき・ウキーはやま推進協議会」と連携し「ライフジャケットの常時着用」「携帯電話の携行（防水バック使用）」「118番通報（海上保安庁緊急電話番号）」の自己救命策の確保の推進を促進します。

### ○葉山「海・浜のルール」の啓発

- ・町民・来訪者・漁業者などの海浜利用者が安全で快適に利用できるよう、ボート等の適正な保管や利用者のマナー向上を図るため、葉山「海・浜のルール」の啓発活動を推進します。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
海水浴利用者数（7・8月）	137,118 人	140,000 人	▲

写真を挿入予定

## (4) 観光資源の発掘とネットワーク化

### ■現況と課題

○町は首都圏の保養地として知られ、海水浴場客を主体として保養所、寮の利用客などが、主に春から夏にかけて訪れています。しかし、近年、観光客数及び海水浴利用者数は、横ばい状況にあります。

○町では、自然に親しむハイキングコース、花の名所などのPR、花火大会などのイベントの開催などを観光事業として実施しています。

○老朽化が進む公衆便所や案内板などは、周辺地域の景観を損ねているだけでなく、使用しづらいものとなっています。今後も、順次、改修または統廃合を行う必要があります。

○町の観光の課題としては、新しいマリンレジャーの導入や新たな観光資源の発掘などにより、夏だけでなく一年を通して観光客が訪れるよう町の魅力を高めていくことが求められています。そのためには、町が有する観光資源のPRとネットワーク化を充実する必要があります。

**過去5年分の観光の推移データを**

**挿入予定**

---

## ■基本方針

---

町の観光資源を見直し、その保全や魅力の向上の方法について検討するとともに、町の魅力を高め、多くの人が訪れる地域の創出に努めます。

---

## ■主要施策

---

### ○観光PRの推進

- ・花の名所、美術館、文化財など町の観光資源について、パンフレット、新聞、雑誌、インターネットなどさまざまなメディアを活用して、PRに努めます。

### ○散歩道などの整備

- ・町の観光資源を結びつける散歩道の整備や案内板などの設置、ハイキングコースの整備などを進めます。また、美しい海岸に親しめるように、検討を進めます。
- ・老朽化した公衆トイレなど観光施設の改修・整備を進めます。

### ○美化意識の向上

- ・町民や観光客の環境美化意識の向上を図り、美化活動を推進して、ごみのないきれいなまちづくりを進めます。

### ○多様な魅力の連携

- ・グルメ、芸術活動など多様な魅力を有機的に連携させる手法について検討します。
- ・近隣市や観光関係団体と連携して滞在型、日帰り型の観光コースについて調査・研究し広域観光を推進します。

## 成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
観光イベントの来場者数※	39,800 人	60,000 人	↗

※「ふるさと広場」、「ビックはやまマーケット」、「ふれあい夕市」、「くるる」、「ニコニコバザール」の来場者数の合計

## (5) 商業の振興

### ■現況と課題

○町の商業は卸売業と小売業を合わせて商店数が 215 店、従業者数が 1,363 人、年間販売額が 249 億 3 千万円となっています。(平成 19 年度 商業統計調査) また、一般飲食店では事業所数が 106 店、従業者数が 875 人となっています。なお、商工業全事業所数は 784 店となっています。(平成 18 年 事業所企業統計調査)

○各商店街の特徴を活かしつつ活性化を支援し、利用者が親しめる商店街づくりが必要です。また、魅力ある商店街の形成を図るため、商店街の経営の近代化や個性化を推進するとともに、後継者の育成も必要となっています。

**過去 5 年分の商業の推移データを**

**挿入予定**

---

## ■基本方針

---

商業の活性化を促進するため、商業者自身による経営努力と近代化を基礎としながら、観光資源の開発や魅力あるまちづくりの推進による観光客等の増加、各種のイベント、地場製品のPRなどに対する支援などを進めます。

---

## ■主要施策

---

### ○魅力ある商店街の形成

- ・ゆとりある商業空間の形成や駐車場施設の整備、商業者の連携による顧客づくりなど商業者自身による活性化への努力を支援し、商工会と連携をとりながら魅力ある商店街の形成を支援します。

### ○観光客の誘致

- ・観光客の増加を図るため、観光資源の開発とネットワーク化、魅力あるまちづくりを進めます。

### ○葉山ブランドの創出

- ・町の地域おこしとして、個性ある商品や永年培われた「はやま」の名称を大切にし、葉山ブランドの創出や町のシンボルとなるようなグッズの開発を支援・模索します。

### ○イベントへの支援

- ・催し物や朝市など商業活性化につながるイベントへの支援を行います。



**写真を挿入予定**

## (6) ニュービジネスの創出

---

### ■現況と課題

---

○消費者ニーズの多様化に的確に対応した経営転換やニュービジネスの創出が求められています。

○生活の安定や労働意欲を大切にするためにも、さまざまな技術や技能を持つ中高年齢層の人材・シルバーパワーを活かせる就業の場や機会づくりが必要になっています。

○30歳代までの若者に対する起業意識の向上、就労に対する意識改革などの就職支援が必要となっています。

---

### ■基本方針

---

ニュービジネスや民間非営利活動を活発にするため、支援策について調査・検討を進めます。

健康や福祉、環境、余暇関連、国際関連、芸術文化などで生まれる新しいビジネスや民間非営利活動に対して支援します。

---

### ■主要施策

---

#### ○ニュービジネス支援策の検討

- ・若年層から中高年者に対する起業支援を商工会と連携を図りながら支援します。
- ・SOHO<sup>※15</sup> (Small office Home office) などによる事業に対する支援策について、検討します。

---

※<sup>15</sup> Small Office Home Office の略。パソコンやインターネットを使って在宅勤務も含めた小規模なオフィスでの勤務形態のこと。

### **III 安全で安心して暮らせるまち**

# 1. うるおいのある生活と安心して子育てができるまちをつくる

---

## (1) 地域福祉の充実

### ■現況と課題

---

- 高齢化の急激な進行や少子化など社会経済環境のさまざまな変化によって、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。そのため、地域における住民同士の助け合い・支え合いの意識を高め、いざという時にお互いに助け合える良好な人間関係を日頃から築いていくことが必要になっています。
- 地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会に対し、町ではこれまで組織体制の強化や活動拠点の整備等に努めてきましたが、今後は新たな地域福祉ニーズに対し、より的確な対応ができるよう、その自主的な活動の展開を支援する必要があります。
- 在宅福祉を中心とした地域活動を推進していくためには、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、町内（自治）会、ボランティアなどを核とした町民による福祉活動と行政機関との連携が不可欠です。町では、地域ぐるみの福祉ネットワークづくりが進められていますが、今後もこうした地域単位の福祉活動の育成を図ることが課題となっています。
- 社会福祉協議会に登録しているボランティアは、団体が47団体、個人が57名（平成22年3月現在）となっています。社会福祉協議会ではボランティア講座や小中学生を対象にした福祉活動体験学習等を開催し、ボランティア活動に対する理解と関心を深めています。今後ともボランティア活動の一層の高揚に向け、その養成に努めるとともに、ボランティア活動が根づく土壌づくりを進めることも重要です。

**写真を挿入予定**



---

## ■基本方針

---

子ども・高齢者・障害者など地域に暮らす誰もが、その人らしくいつまでも元気に暮らし続けることができるよう、町民の福祉意識の高揚と理解の促進を図るとともに、参加と協働による地域福祉活動を推進します。

---

## ■主要施策

---

### ○地域福祉推進体制の強化

- ・福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するため、社会福祉協議会の組織体制の充実を図ることにより、その自主的な活動の促進に努めます。
- ・社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町内（自治）会、ボランティア連絡協議会、老人クラブ、婦人会など地域の各種団体が連携し、在宅の要援護者の生活を見守り、支援するための地域ぐるみの福祉ネットワーク体制の確立・強化を図ります。
- ・在宅要援護者に対するサービスの効率的な提供を図るため、関係機関・団体との相互協力体制を強化し、福祉サービスと施設サービスの連携に努めます。

### ○地域福祉活動への参加促進

- ・地域福祉活動やボランティア活動に対する町民の理解と関心を深め、自主的な参加を促進するため、社会啓発事業や福祉教育の推進に努めます。
- ・地域福祉の向上のため、ボランティア活動、非営利の福祉活動等が地域に根づくような環境づくりを推進します。

### ○保健・医療・福祉の連携強化

- ・保健福祉制度の変化に的確に対応し、要援護者に対して最も適したサービスの提供を図るため、保健・医療・福祉などの関係機関相互の連絡・調整機能の一層の強化に努めます。

## (2) 児童・子育て家庭の福祉の充実

### ■現況と課題

○核家族化の進行や地域の連帯意識の希薄化など、家庭内や地域社会での養育・教育機能が低下するなかで、保育ニーズは年々増加し多様化する傾向がみられます。

○町には認可保育所が2園、子育て支援センターが1ヶ所あるほか、小学校区ごとに児童館等があります。これらの施設では、子育てを支援するためのサービスの提供に努めています。

○保育園の運営に関しては、多様化するニーズに対応していくためには、施設の整備拡充や人的配置の改善等が必要となってきます。また、従来の保育だけでなく、関係団体・機関等との連携による保育機能の強化や交流の場を提供するなど、地域における子育て家庭の問題の解決に向けた子育て支援センターとしての役割も求められています。

○近年、ひとり親家庭が増加する傾向がみられますが、これらの世帯では、経済面や育児面でさまざまな問題を抱えやすいため、身近な子育て相談の要望も増大してきています。また、児童虐待など保護や支援を要する児童の状況を的確に把握して、要保護児童等の早期発見や未然防止等子どもの適切な保護について各機関と密接に連携していくとともに、必要な調査や指導、助言を行うことが求められています。

### ■基本方針

家庭、地域社会、行政が一体となって、次代を担うすべての子どものすこやかな成長を支援する環境づくりに努めます。

特別な支援を要する家庭をはじめ、すべての子育て家庭への子育て支援やサービス情報の提供に努めます。

**過去5年分の要保育児童数を挿入予定**

## ■主要施策

### ○子育て支援サービスの充実

- ・多様化する住民ニーズに対応するため、子育て支援センターを核とした子育ての拠点となる施設の整備を検討し、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、受け入れ態勢の整備に努めます。
- ・施設資源の有効活用の観点に立って、地域性や特性を持った多面的な児童館の運営方法を検討します。
- ・子どもとその家族を地域社会全体でサポートしていくしくみづくりを検討します。
- ・特別な支援を要する子どもの乳幼児期からの一貫した支援体制づくりに努めます。
- ・仕事と子育ての両立を推進し、また、さまざまなニーズに対応するため、保育サービス及び学童クラブの充実と多様化を図ります。

### ○児童の健全育成の推進

- ・すべての子どもがすこやかに成長していくため、乳幼児期からの食育の推進に努めます。
- ・子どもに視点を当てた、医療制度の見直しを検討します。
- ・親が子どもとともに成長できる場や機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。
- ・子どもにさまざまな体験活動の場や機会を提供し次代の親の育成に努めます。
- ・児童虐待の防止対策を充実させ、予防から支援まで一貫した総合的な支援体制の確立に努めます。

### ○ひとり親家庭等への対策の充実

- ・ひとり親家庭等の生活自立支援のため、福祉事務所や母子自立支援員との連携を密にし、適切なサービス利用に関する情報の提供に努めます。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
つどいの広場設置数	1ヶ所	6ヶ所	↗
通常保育の設置数及び定員（再掲）	認可2ヶ所 定員 185 人	認可2ヶ所 定員 210 人	↗
延長保育の設置数及び時間	認可2ヶ所 19時まで	認可2ヶ所 20時まで	↗

### (3) 高齢者福祉の充実

#### ■現況と課題

○町の 65 歳以上の高齢者人口は、平成 22 年 4 月 1 日現在、8,820 人で総人口に占める割合は 26.4% となっており、県平均の 19.2% と比較すると高齢化率が高くなっています。総人口より高齢者人口の伸びのほうが大きいため、今後も高齢化率はさらに上昇するものと推計されます。

○介護の必要性が高い 75 歳以上の高齢者が増加する傾向がみられる反面、世帯規模の縮小や高齢者と子どもの同居世帯の減少による高齢者世帯の増加、女性の社会進出の一般化、扶養意識の変化などにより、家庭の介護力は低下する傾向にあります。

○高齢化が急速に進行する中で、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるシステムとして、平成 12 年 4 月に介護保険がスタートして 10 年以上経過するなかで、介護保険制度は、平成 18 年度に大幅な改正が行われ、サービスの種類等が大きく変更されるとともに、在宅重視や介護予防の視点が色濃く打ち出されました。そして新たに創設された地域包括支援センターを核として、要介護状態になる前の高齢者に対して、事前の対策をとる方針が示され、体制も大きく変化しています。

○高齢者が生きがいを持って地域で生活できるよう、高齢者の社会参加を促進することが求められています。

○今後は、新たな介護保険事業計画や高齢者福祉計画を策定し、介護保険制度の充実及び介護保険制度対象者外の福祉サービスの充実に努めるなど、総合的なサービス供給システムの確立を図ることが必要です。

**過去 5 年分の高齢化率のデータを挿入予定**

---

## ■基本方針

---

「高齢者福祉計画 介護保険事業計画」にもとづいて、介護予防、健康づくり、在宅及び施設福祉サービス、生きがい対策などの福祉施策を総合的に推進するとともに、介護保険制度を適切に運営し、利用者に合ったサービスの提供に努めます。

---

## ■主要施策

---

### ○要支援・要介護高齢者に対する適切な支援

- ・介護を必要とする高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、また、介護者に過度の負担がかからぬよう介護保険制度の円滑な運営に努めます。

### ○在宅高齢者に対する介護予防サービスの充実

- ・要支援や要介護になる恐れのある在宅高齢者に対して、介護予防事業を推進します。

### ○施設サービスの拡充

- ・民間資源の活用等により、施設サービスの拡充を推進します。

### ○高齢者の健康の維持・増進

- ・保健行政と連携して、高齢者に対する健康診断、健康相談、機能回復訓練など健康の維持・増進を図るための介護予防対策の拡充を推進します。

### ○高齢者の社会参加の促進

- ・高齢者相互や世代間交流を促進するため、老人クラブをはじめ高齢者団体等の育成・支援を図ります。
- ・高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう、趣味・娯楽活動やスポーツ・学習・文化活動の機会と場の確保に努めます。また、就労を希望する高齢者に対しては、「生きがい事業団」を通じて、就労機会の提供や技術技能の習得などを図ります。

### ○保健福祉環境の整備

- ・多様化している高齢者のニーズに総合的かつ効率的に対応するため、保健・医療・福祉の担当間の情報交換を推進し、連携体制の強化を図ります。
- ・地域を単位としたきめ細かな福祉活動を推進するため、社会福祉協議会の活動強化を進めるとともに、ボランティア団体の育成と組織づくりを推進します。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
高齢者福祉施策について満足している町民の割合	49.3%	53.0%	↗

写真を挿入予定

## (4) 障害者（児）福祉の充実

### ■現況と課題

○平成22年4月1日現在、町では1,290人の障害者（児）（身体障害者が920人、知的障害者が110人、精神障害者が260人）が暮らしていますが、今後は障害種別、高齢者や児童といった年齢別などの違いを超えて、その人が日常生活で直面する「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、必要な人に必要なサービスを提供する「個別支援」の取組みが重要になります。

○障害者が地域で自分らしく自立した生活を送る考え方が高まってきており、障害のある人が自ら福祉サービスを選択・利用しながら住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、各種の支援体制を整備していく必要があります。

○障害のある人を取り巻く環境はこの数年間で大きく変化しており、障害の内容も複雑化が進んでいます。そのため、発達障害や高次脳機能障害など、従来の障害認定基準には当てはまらず、「生きにくさ・暮らしにくさ」に直面しながらも、福祉サービスを利用することが困難な人がいます。このような「制度のはざま」にあり、支援を必要とする障害のある人への対応が求められています。

**過去5年分の障害者数のデータを挿入予定**

## ■基本方針

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進します。

## ■主要施策

### ○障害の予防・早期発見・早期対応体制の整備充実

- ・保健・福祉・医療等の連携を一層進め、平成20年3月から設置している葉山町自立支援協議会での検討を中心に、障害のある人のライフステージに応じた保健・福祉サービス・リハビリテーション体制の一層の充実に努めます。

### ○地域での自立生活支援の充実

- ・住みなれた地域で自立した生活ができるよう、相談と情報提供の質と量を向上させるとともに、一人ひとりの障害の種類や程度、多様なニーズや地域での自立生活支援を図るため、在宅生活を支えるサービス、日中活動の場、暮らしの場、相談と情報提供の充実を図ります。

### ○ともに学びともに育つ地域づくり

- ・運動会や作品展を通じ、障害のある人の社会参加・地域交流活動を支援します。

### ○安心して暮らせる住みよいまちづくり

- ・「神奈川県福祉の街づくり条例」「葉山町まちづくり条例<sup>※16</sup>」にもとづき、歩道の段差解消や拡幅、誘導ブロックの整備など、公共施設における生活空間の改善を推進します。

### ○雇用と就労支援の充実

- ・働く意欲のある人が、可能な限り就労し、働き続けることができるよう、雇用の場の拡大や就労支援策の充実に取り組みます。

## ●成果指標

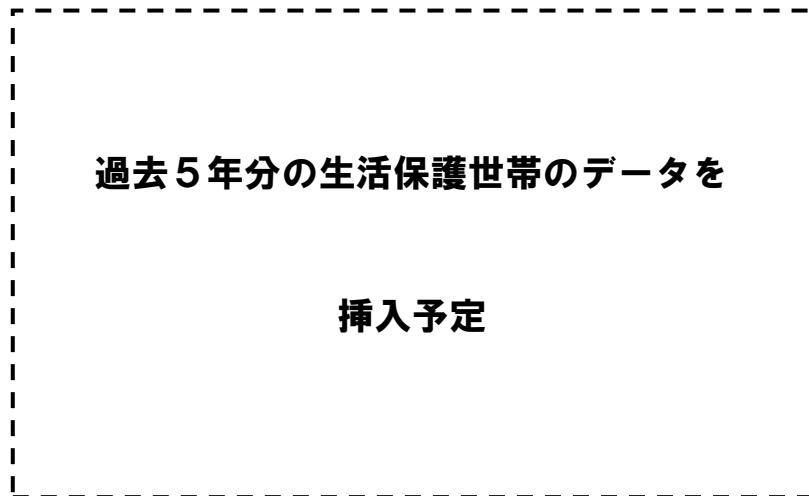
指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
障害者（児）福祉施策について満足している町民の割合	48.6%	52.0%	↗

<sup>※16</sup> 市町村が独自に市街地整備や環境保全への姿勢をはっきりさせるために定める条例。本町は平成14年7月に公布。平成15年4月から施行。

## (5) 所得保障の充実

### ■現況と課題

○生活保護制度は収入が少なく生計を維持することが困難な世帯に対し、一日も早い自立を促進するため、必要な期間経済的援助を行うものであり、被保護世帯の正確な生活実態の把握にもとづく公正で的確な対応が必要です。



### ■基本方針

経済的援助が必要な世帯に対しては、関係機関との連携により適切な状況把握に努め、県の福祉事務所に対し迅速な対応を働きかけます。

### ■主要施策

#### ○生活保護制度の適切な運用

- ・社会福祉協議会や民生委員児童委員との連携のもと、経済的支援の必要な世帯の実態把握に努め、総合的な支援施策を助言することにより、被保護世帯の経済的自立の促進や自立心の助長を図ります。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
生活保護受給者数*	131人(92世帯)	—	▲

\*神奈川県鎌倉保健福祉事務所より

## (6) 住宅の充実

### ■現況と課題

○町には滝の坂住宅 22 戸と平松住宅 15 戸の町営住宅があります。諸設備の劣化を防ぎ入居者に快適な住環境を提供するため、施設の適切な維持管理と保全が必要です。

○町では、勤労者が高齢者や家族と一緒に暮らせるよう、住宅の増改築や新築に要する資金の利子補給を行っています。今後とも、居住水準の向上を図るため、県の住宅整備資金貸付制度の活用を促進することが課題です。

### ■基本方針

住民福祉の観点から、町営住宅の適正な維持・管理に努めるとともに、誰もが安心して暮らすことができる良好な居住環境づくりを進めます。

### ■主要施策

#### ○町営住宅の維持・管理の徹底

- ・入居者に安全で快適な住環境を提供していくため、入居管理体制の適正化とメンテナンスの徹底に努めます。

#### ○住宅資金の利子補給の充実

- ・住宅の新築や改築に際しては、住宅金融支援機構等の活用を促進します。

#### ○良好な居住環境の維持

- ・周囲の環境との調和が図られ良好な居住環境が維持されるよう、適切な指導に努めます。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
町営住宅入居率	100%	100%	➡

## **2. いきいきと誰もが健康に暮らすことのできるまちをつくる**

---

### **(1) 地域保健活動の充実**

---

#### **■現況と課題**

---

- 生活スタイルの変化により、青壮年期において運動不足や食生活の偏り、喫煙や不適切な飲酒などで生活習慣病の人、あるいはその予備群の人が増えています。個人のライフスタイルにあわせた適切な食事・運動・生活習慣などについての啓発が必要です。
- 高齢化に伴い、有病のため継続的に医療が必要な人が増えています。また、加齢に伴って、身体機能・精神機能が低下し、社会性も低下していく傾向が強くなります。そのため、保健・医療・福祉が連携し、健康寿命の延伸を図ることが必要となっています。
- 疾病の予防、早期発見・早期治療のためには、生涯にわたる健康管理が大切です。そのため、乳幼児から高齢者にいたる各ライフサイクルに応じた各種健康診査や検診、健康相談や健康教育等を実施しており、今後もきめ細かく対応していく必要があります。
- 食育への興味や地域住民活動への参加希望など、町民の健康に対する意識や行動変容が起った際に、適切な情報提供や支援を行い、健康づくりへの一歩を支援します。
- 社会環境の複雑化などの影響で、心の健康に不安を抱える方が増えています。心の健康に関する相談や保健・医療・福祉の連携の充実が必要です。

**過去5年分の主要死因別死亡者数及び  
検診受診状況のデータを挿入予定**

---

## ■基本方針

---

町民が、健康を自分の人生における大切な資源の一つであると考えることができ、自分の健康を自分でつくり、守っていく意識を培っていきます。

その上で、個人の健康への意識の高まりにより家族や友人、あるいは地域住民活動などに意識が広まり、町全体に健康づくりへの機運が高まることをめざします。

---

## ■主要施策

---

### ○健康づくり活動の推進

- ・健康増進教室などの保健事業、学校教育、生涯学習、保健福祉地域活動、スポーツ活動等を通して、「自分の健康は自分でつくる」という意識の普及・啓発を図り、町ぐるみの健康づくりを推進します。
- ・食事内容の偏りや運動不足、過度な飲酒など不適切な生活習慣については、健康教室や相談において適切な生活習慣の必要性を周知し、個人のライフスタイルに合わせた適切な生活習慣の実践・習慣化を支援します。
- ・たばこに関する健康被害の周知を行い、禁煙を検討されている町民に対しては、関係機関と連携し積極的に支援を行います。また、受動喫煙防止について県や関係機関と連携し、周知を図ります。

### ○保健・予防対策の推進

- ・妊娠・出産・子育ての時期の一貫した健康管理のため、子どもや保護者に対する健康診査、予防接種、健康教育、健康相談等の充実を図り、児童福祉との総括的な育児支援を推進します。
- ・学齢期においては、学校教育と地域との連携に努め、食育指導などの栄養教育や思春期保健教育を通し、心身ともに健康な児童・生徒の成長を支援します。
- ・青壮年期においては、職域との連携に努め、ライフスタイルの変化に合わせた適切な生活習慣の確立や、食育のイベントに参加するなど地域活動に興味を持って参加する行動について支援します。また、がん検診・特定健診・歯周疾患検診等の受診の必要性の周知に努めます。受診結果で生活習慣改善の必要のある人に対しては、継続的に支援を行い、生活習慣病の予防と疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- ・高齢者については、高齢福祉施策との連携を図りながら、介護予防に重点をおいた健康教育・相談等の事業を推進し、高齢者の健康づくりに努め、健康寿命の延伸を図ります。
- ・こころの健康については、医療・福祉との連携を図り、本人もしくは家族が気軽に相談できるような体制づくりに努めます。
- ・新しい感染症や薬物の乱用といった町民の健康危機となりうる新たな問題に対しては、関係機関を連携し、正しい知識の普及や情報の提供、相談活動の充実等に迅速に努めています。

## ○在宅ケアの充実

- ・疾病や障害があっても、その人が住みなれた地域でより自分らしい質の高い生活ができるよう、保健・医療・福祉が連携して、在宅ケアの充実に努めます。

## ○保健推進体制の強化

- ・町民に対する健康づくりや保健活動の拠点である保健センターの機能の充実を図るとともに、積極的な活用を進めます。
- ・地域の実情にあたったきめ細かな保健活動を展開するため、保健師、管理栄養士などの保健サービスに関する専門スタッフの適正配置とその資質向上に努めます。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
がん検診受診者数	4,169	7,000	↗
歯周疾患検診受診者数	81 人	100 人	↗

写真を挿入予定

## (2) 地域医療の充実

### ■現況と課題

○町内の医療機関は平成22年度末現在で、病院1ヶ所、一般診療所16ヶ所、歯科診療所13ヶ所があります。県や近隣自治体から比べるとやや少ないものの、初期医療については、概ね充足しています。

○予防接種や各種検診事業、休日夜間診療所の開設など医療行政に対しては、地元医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係機関が積極的に協力・貢献しています。

○救急医療については、一次救急医療から三次救急医療までの体制により対応しています。なお、逗葉地域医療センターが一次救急医療の拠点として休日・夜間の診療を行っており、歯科診療においても休日診療を実施しています。診療所の少ない耳鼻科、眼科、産婦人科については、横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町で広域在宅当番医制度を実施しています。また、二次救急医療については、横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町で広域病院群輪番制の体制を組んでいます。今後も、他市と連携して救急医療体制の充実・強化を図ることが重要です。

○障害者に対する地域医療については、歯科医師会が逗葉地域医療センターで予約制診療を実施しています。今後も、障害者の医療体制の充実や関係医療機関との連携を図ることが重要です。

**写真データを挿入予定**

---

## ■基本方針

---

すべての町民が適切な医療機会に恵まれ、健康な生活が営まれるように、関係機関との連携のもとに地域医療体制の充実・強化を図ります。

---

## ■主要施策

---

### ○地域医療の充実

- ・地元医師会をはじめとする関係機関・団体との連携を強化し、充実した医療サービスを提供できるよう努めます。
- ・町民に対して「かかりつけ医制度」を普及し、日常的な医療の充実と健康管理の徹底に努めるとともに、一次医療・二次医療間の連携を強化し患者の紹介や転院などがスムーズに行われるよう体制の確立を図ります。
- ・疾病や障害を持ちながらも住みなれた町で質の高い暮らしが実現できるよう、保健・医療・福祉の連携の強化を図ります。

### ○救急医療体制の強化

- ・地元医師会などの関係機関・団体の協力を得ながら、救急医療体制の充実を図ります。
- ・町民に対しては、PR活動などにより救急医療に対する正しい理解と認識を深め、必要な救急活動が適切・迅速に行われるよう協力を求めていきます。

### ○潜在看護師及び保健師等の活用

- ・医療施設や医師の確保とともに、保健師・看護師・助産師等の潜在有資格者の発掘を図り、保健・医療・福祉業務への協力・活用を図ります。

### ○献血の促進

- ・献血の重要性と正しい認識を深め、若年者への普及・啓発活動を積極的に進めるとともに、各種団体の協力を得て、献血の推進を図ります。

### (3) 国民健康保険・後期高齢者（長寿）医療の充実

#### ■現況と課題

○昭和 58 年に創設された老人保健制度は、平成 20 年度から現行の後期高齢者医療制度に移行されたことにより、各種手続きや変更点等を含めて、制度の周知・改善をする必要があります。

○葉山町における後期高齢者医療制度の被保険者数は、平成 20 年度末では 3,945 人、平成 21 年度末では 4,047 人と微増となっています。

○今後、医療費の増加に比例して高齢者の保険料の増加が懸念されています。

○国民健康保険の被保険者数は、平成 19 年度末では 7,534 世帯、13,828 人が加入していましたが、平成 21 年度末では、75 歳以上の方が平成 20 年度に創設された後期高齢者医療制度へ移行したため、その対象者は 5,887 世帯、10,644 人となり大幅に減少しました。しかしながら、医療給付費の推移をみると、受診件数、費用額とも平成 19 年度と平成 21 年度との比較では、8,758 件、2 億 420 万円の増となっています。

○今後も医療の高度化、生活習慣病の増加といった疾病構造の変化や人口の高齢化が進むなかで、医療費の大幅な増加が予測されます。そのため、高齢者の健康づくりを推進するとともに、保健福祉環境の整備を推進していく必要があります。

**過去 5 年分の国民健康保険及び**

**後期高齢者医療町負担額のデータを挿入予定**

---

## ■基本方針

---

被保険者の健康維持・増進を進めるため、健康診査を実施することで疾病の早期発見・予防に努めます。

安定した事業運営のための財源確保など持続可能な医療保険制度の確立を目指します。

---

## ■主要施策

---

### ○保健事業の充実

・治療から予防重視へという方針のもと、特定健診、長寿健診及び各種がん検診等を行なうことにより、疾病の早期発見、早期治療はもとより、生活習慣病の予備群に対して積極的な指導を行い、疾病的発症・重症化を予防するよう努めます。

### ○制度の周知・改善

- ・医療費通知や広報等を通じて、被保険者の医療保険制度の認識を深めるとともに、医療費の増加している現状やジェネリック医薬品（後発医薬品）利用等による医療費の削減効果を周知し、保険行政への意識が深まるよう努めます。
- ・安定的かつ持続可能な医療保険事業の運営を進めるため、収納率の向上を図り自主財源を確保するとともに、事業運営の広域化と財源の確保について国・県に対し要望していきます。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
国民健康保険料の口座振替率	40.0%	60.0%	↗

## (4) 火葬場・墓地の整備

### ■現況と課題

○本町には5箇所の町有地墓地があり、各々の管理組合が自主的な運営と維持管理をしています。

○火葬場の使用は他市の施設に依存している現状にあるため、今後も町民が安心して使用できるよう火葬場運営者や近隣市と広域的な協議、連携を図る必要があります。

### ■基本方針

町有地墓地については、管理組合を通じて適正な運営と維持管理を進めます。

火葬場については、広域的な協議、連携を図ります。

### ■主要施策

#### ○町有地墓地の維持・管理の推進

- ・町有地墓地については、管理組合の強化を図り、適正な運営と維持管理に努めます。

#### ○火葬場の確保

- ・火葬場については他市にある既存の民営施設を利用する一方、広域的な連携に向けた協議を図ります。

### **3. 災害に強く安全なまちをつくる**

---

#### **(1) 消防・救急体制の確立**

---

##### **■現況と課題**

---

○町では、建物・車両・その他（枯草等）の火災など毎年7件前後の火災が発生しており、火災原因のほとんどが火の不始末や不注意となっています。そのため、火災やその他の災害を未然に防止し、被害を軽減するには、火災予防に関する意識の啓発、住宅防火対策推進が必要です。

○町の消防組織は、常備の消防本部・消防署と非常備の消防団となっています。消防団では、高齢化の進行や若者の参加減少などにより団員の確保が困難になっています。また、葉山町外に勤務している団員も増えています。そのため、在勤者も団員となれるよう条例を改正し、町内在住者だけでなく在勤者にも積極的に呼びかけています。

○警防活動の充実・強化を図るため、電波法改正による消防救急無線のアナログ方式からデジタル方式への移行に対応した無線設備の整備、各種災害に対応した車両資機材の整備、消防水利の充足率を向上させるための水道拡張事業と連携した消防水利の整備等、計画的に配備していく必要があります。

○町の救急車は、急病や交通事故、一般負傷などで出場件数が毎年増加傾向になっています。現在2台の高規格救急車を配備し救急救命士12名が活動していますが、出場件数の増加に伴い重複しての救急要請が発生しています。専任教急隊2隊の編成と、救急救命士の再教育、医療機関との連携体制の強化、住民への応急手当の普及などが必要となっています。

○救助業務に対する社会的需要は、ますます増大する傾向にあるため、専門的な知識、技術の習得、車両資機材の整備及び専任教助隊の配置が必要となっています。

過去5年分の火災発生状況及び救急出動件数  
のデータを挿入予定

---

## ■基本方針

---

町民の生命財産の安全を確保するため、町民の防火意識を高めるとともに、消防本部及び消防団の消防体制の強化、消防活動、救助活動、救急活動の充実を図ります。

---

## ■主要施策

---

### ○火災予防体制の強化

- ・住宅用防災機器等の普及促進について、各種広報媒体により積極的に周知し、住宅防火対策を推進していきます。
- ・防火対象物及び危険物施設等の消防法令違反について、立入検査等により是正を推進し災害発生の未然防止を図ります。

### ○消防組織の強化・充実

- ・消防組織の改革、消防団員の確保などによる消防組織の強化・充実を図ります。

### ○消防施設の整備・充実

- ・消防救急無線のデジタル化への対応及び広域化・共同化の推進、消防水利の整備に努めます。

### ○救急救助体制の強化・充実

- ・救急救命士の養成、再教育、医療機関との連携体制の強化、住民への応急手当の普及、専任の救助隊員の養成・配置を進めます。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
消防団員の確保	184 名 (充足率 92.9%)	198 名 (充足率 100.0%)	↗

## (2) 防災体制の確立

### ■現況と課題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、これまで以上に安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりが求められています。そのため、町では災害発生時の対応について再確認するとともに、今後の東海地震などの災害を想定した対応や津波等による二次災害を減らすための減災対策に取り組んでいく必要があります。また、国・県の動向をふまえながら必要に応じて、柔軟に対応を検討していくことが必要です。
- 災害時の情報伝達の手段として、町では防災行政無線を設置しています。また、難聴地域の対応は、災害放送協定にもとづきFM放送局を利用した緊急割り込み放送を確保するとともに、FM放送スタジオが被害を受けた場合のために、消防本部庁舎内に予備放送設備を設置しています。さらに、補完事業として実施している消防テレホンサービス及び町ホームページでの周知並びに防災情報メールサービス等での確認方法を町民に啓発していくとともに、災害時における迅速な情報伝達を継続することが必要です。
- 避難場所については、現在避難施設27箇所、避難地15箇所を指定しています。また、一時避難場所と長期滞在避難場所を区別し利用形態を明確にするとともに、長期避難場所には防災倉庫を設置し、一時避難場所には防災資機材の分散備蓄を進めています。
- 自主防災組織は、町内単位ではすべての町内（自治）で結成されていますが、今後は、自然災害のみならず、国民保護法の制定を背景にテロ対策等においても、自主防災組織の重要性が高まってきているため、さらに、自主防災組織との連携を向上させ、災害時等の防災活動を促進する必要があります。
- ライフラインの確保については、各小中学校のプールと葉山小学校校庭の非常用飲料水貯水槽、県管理の配水池、海水を浄化して飲料水にする災害用造水機などにより、水の確保を図っています。電力、ガス、電話などの復旧対策については、それぞれの機関で取組みを進めています。
- 「神奈川県防災行政通信網」整備が実施され、災害発生時に県機関、市町村及び防災機関と災害情報の収集・伝達を迅速かつ確実にできる通信手段が確保されています。
- 地震災害に備え、未然に被害を最小限に食い止めるため、木造住宅に対する耐震診断の助成を行っています。
- 葉山女性防火防災クラブは、女性を対象にしたボランティア団体として結成されています

が、災害時において町内会または自主防災組織の一員として活動が期待されています。さらに、関係団体との連携を密にし、災害時等の防災活動を促進する必要があります。

---

## ■基本方針

---

大規模な災害が発生した場合に備え、迅速で的確な対応ができるよう、避難場所や避難経路の確保、資機材の備蓄とライフラインの確保、情報伝達ルートの確立、自主防災組織や葉山女性防火防災クラブの防災活動の促進及び木造住宅の耐震診断を推進することで、災害に強いまちづくりをめざします。また、毎年実施中の総合防災訓練を含め、職員対象の初動訓練や沿岸地域対象の津波訓練を継続的に実施し、課題を抽出しながら効果的な訓練を実施します。

---

## ■主要施策

---

### ○自然災害への対応

- ・住民の財産と生活を守るため、保安林、崩壊危険箇所などの山林や農地、河川の災害防止に努めます。また、津波ハザードマップの普及啓発を推進します。
- ・東日本大震災での想定を超えた被害を教訓とし、「葉山町地震等減災委員会」を立ち上げ、全庁全課で減災目標を立てるとともに、災害時の事務分担を把握し、計画や目標を共有します。

### ○情報伝達ルートの確立

- ・防災行政無線の再整備、FM放送への割り込み放送の拡大、町ホームページなど町内の情報伝達ルートを充実していくとともに、神奈川県防災行政無線通信網の整備を行い広域的な体制を強化していきます。

### ○避難場所の見直しと防災資機材や食糧の備蓄

- ・避難場所の見直しと追加を逐次進めるとともに、避難経路の安全確保に努めます。また、避難場所には防災倉庫等を設置し、分散備蓄を進めます。
- ・各家庭での食糧や飲料水の備蓄の必要性、井戸水や風呂水の利用方法などについてもPRしていきます。

### ○崖地対策

- ・急傾斜地など危険な地形があるため、危険な箇所の開発の防止を進めます。
- ・県と連携しながら土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に係る周知や啓発を推進します。

## ○自主防災組織等の活動の活性化

- ・自主防災組織の防災活動の活性化及び隣接の自主防災組織との連携を強化し、災害時ににおける防災活動を促進します。
- ・葉山女性防火防災クラブ員の防災知識の普及及び防災訓練を実施するとともに、関係団体との連携を密にし、災害時における防災活動を促進します。

## ○ライフラインの確保

- ・各小中学校のプールで生活用水を確保するとともに、小学校校庭の非常用飲料水貯水槽、県管理の配水池、海水を浄化して飲料水にする災害用造水機などにより、飲料水の確保を図ります。また、各家庭で食糧の備蓄を呼びかけ、促進します。
- ・電力、ガス、電話などの安全確保については、それぞれの機関との連携を強化します。

## ○災害廃棄物処理体制の整備

- ・大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の処理に関する協定締結などの体制づくりに努めます。

## ○耐震補強工事の充実

- ・小中学校の校舎・体育館は耐震化率が9割以上となり、今後さらに、耐震診断を元に補強工事を進め、避難所としての役割も充実させていきます。

## ○災害時要援護者への支援体制

- ・災害時登録者名簿への登録を推進することで、震災時に支援を必要としている方の把握に努めます。
- ・災害発生時における避難誘導を地域と連携して迅速に行えるよう協力体制を強化します。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
津波ハザードマップの見直し	検討中	完成	↗
地域防災計画の見直し	検討中	完成	↗
土砂災害ハザードマップ作成	検討中	完成	↗

## (3) 交通安全対策の確立

### ■現況と課題

○町では、カーブミラー、立て看板など交通安全施設の設置や修繕などを進めています。今後も、道路の状況などに応じた交通安全施設の整備が必要になっていきます。

○また、生活道路等における人優先の交通安全対策の推進をしていきます。

○運転者のみならず、子どもや高齢者を中心とした歩行者や自転車利用者に対する交通安全教育を図る必要があります。

○地域の特性に応じた交通規制や交通利便性の向上を図ることが求められています。

過去5年分の交通事故発生に関する

データを挿入予定

---

## ■基本方針

---

交通事故をなくすために、交通安全運動を推進し、交通安全教育を強化するとともに、交通安全施設の設置など道路交通環境の整備を進めます。

---

## ■主要施策

---

### ○道路交通環境の整備

- ・カーブミラーの設置など交通安全施設の整備を進めます。
- ・円滑な交通ができるように、違法駐車や放置自転車を防ぐとともに、駐車場や駐輪場の整備を進めます。
- ・交通渋滞の解消のため、公共交通機関の利用について啓発に努めます。

### ○交通安全教育の充実

- ・関係機関と協力して、幼児や小学生、高齢者などに対する交通安全教育を進めるとともに、街頭交通指導などにより、交通安全意識の高揚に努めます。

### ○交通事故等の相談の充実

- ・「法律相談」をはじめとする各種相談事業を活用しながら、関係機関と連携を図り交通事故等の相談の充実に努めます。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
交通事故発生件数	140 件 (平成 22 年)	0 件	▼

## (4) 防犯体制の確立

### ■現況と課題

○近年、地域社会では地域の連帯感が希薄化することで、防犯意識が低下し、犯罪を防止する力が弱まることが懸念されています。そのため、地域コミュニティづくりや地域自主防犯組織の活動支援の充実が必要となります。また、「神奈川県犯罪のない安全・安心街づくり推進条例」の趣旨に沿って犯罪の起こりにくい環境の整備を進めが必要です。

過去5年分の町内における刑法犯罪発生件数  
の統計データを挿入予定

---

## ■ 基本方針

---

地域社会のつながりを強め、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

---

## ■ 主要施策

---

### ○ 防犯環境の整備・充実

- ・街路灯・防犯灯の適切な維持管理を行うことで、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。
- ・地域のコミュニティづくりを進め、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

### ○ 防犯体制の充実

- ・各種講習会などを通して防犯意識の啓発に努めます。
- ・地域で安心して暮らせるよう関係機関・団体との連携を強化するなど、防犯活動を推進します。

### ● 成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
刑法犯認知件数	130 件 (平成 22 年)	0 件	▼

## (5) 消費生活の安全の確立

---

### ■現況と課題

---

○消費者の価値観の多様化とともに情報通信技術の進歩などにより、商品の販売方法や代金の支払い形態も多様になるにつれて、悪質商法、有害商品や欠陥商品の被害や商品取引をめぐる契約トラブルなどの問題が発生しています。

○「賢い消費者」となるように、消費者トラブルの未然防止のための情報の提供や被害解決に向けた相談体制の充実が必要になっています。

---

### ■基本方針

---

有害商品や悪質商法の被害にあわないように、消費者に対する適切な情報提供を進めます。

---

### ■主要施策

---

#### ○悪質商法による被害の防止

- ・消費生活センターや警察など関連機関とも協力しながら、悪質商法の被害にあわないように、早期に適切な情報提供を進めます。

#### ○消費生活相談の充実

- ・関係機関と協力して消費生活相談の充実を図ります。

## **IV 住民が参加する自治のまち**

# 1. コミュニティをつくる

---

## (1) 地域活動の活発化と連携の促進

### ■現況と課題

- 地域社会（コミュニティ）は、町民生活と密接な関係を持っています。地域住民の自治組織として町内（自治）会は、地域の行事、まちの美化、交通安全や防災などの活動を通して、地域住民の要望を行政へ伝えるなど、地域住民と行政をつなぐパイプ役として重要な役割も担っています。
- しかし、人口の流入出や人々の価値観の多様化などにより地域の連帯意識が希薄化し、町内（自治）会への加入や活動への参加が減少する傾向があります。また、住民ニーズも多様化して身近な地域問題への合意形成も以前より困難になっています。それゆえにコミュニティ活動の活性化が必要になっています。
- 地域の課題の解決には、地域に根ざしたコミュニティの力が必要です。住み良い地域社会を築くため、各種イベントなどを通じて住民相互のふれあいを深めるとともに、町内（自治）会活動に対して助成し、コミュニティの醸成に努めています。
- 公共交通システムについては、地域間交流、生活の利便性の向上を図るため、既存バス路線の変更等も含め広い視点での検討が必要です。

**写真を挿入予定**



---

## ■基本方針

---

コミュニティ施設の地域住民による管理運営を推進するとともに、地域住民の交流と連携、各種の地域活動を促進します。

---

## ■主要施策

---

### ○コミュニティ活動の基盤づくり

- ・地域の交流の拠点となるコミュニティ施設の活用を促進します。
- ・協働によるコミュニティ施設の管理を推進します。

### ○コミュニティ活動への支援

- ・町内会や自治会の活動及びその連携に対する支援や助成を進めます。
- ・地域住民の交流の場となるイベント等を支援します。

### ○公共交通システムの検討

- ・生活の利便性の向上及び地域のネットワーク化を進めるために、公共交通システムなどのあり方を検討します。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
ビッグハヤママーケット参加者数	12,000 人	15,000 人	↗
ふるさとひろば参加者数	15,000 人	32,000 人	↗

## (2) 平和の推進

### ■現況と課題

○人類の恒久平和を願い平成4年11月に「非核平和都市宣言」を行いました。平和で安全な社会を創造するには、平和に対する意識の高揚を図るとともに、自治体相互の連携や住民相互の交流を進め、民族や人類、宗教などの違いを超えて相互に理解を深めが必要です。

○町では、中学生を対象とした非核平和に関する標語の募集や民間平和活動への支援を通して非核平和の意識の高揚に務めています。

### ■基本方針

関係自治体とともに非核平和を求める運動を進め、非核平和について町民への啓発活動や未来を担う子どもたちに平和の尊さを学ぶことができるよう平和教育を推進します。

### ■主要施策

#### ○非核平和運動の推進

- ・非核平和都市宣言を基調とした非核平和運動を、関係自治体とともに進めます。

#### ○平和教育の推進

- ・未来を担う子どもたちに平和の尊さについて学ぶことができる教育を進めます。

#### ○町民への啓発活動の推進

- ・非核平和について町民への啓発活動を進め、町民の自主的活動を促進します。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
非核平和標語コンクールへ応募する作品総数	61点	100点	↗

## 2. 町民と行政の協力関係をつくる

---

### (1) 広報・広聴活動の充実

---

#### ■現況と課題

---

- 社会の発展とともに、多様化する住民のニーズに対し、身近な地域の問題を解決するためには、住民間の合意を形成することと、住民と行政の協力関係が重要になっていきます。
- 町では、「広報はやま」、「いそぎく」など、議会では「議会だより」の発行、情報提供コーナーへの配架、広報板への掲示、町ホームページを通じて情報提供に努めています。さらに、湘南ビーチFMでも広く住民に町の情報を提供しています。今後は「広報はやま」などの内容の充実を図るとともに、その提供方法について検討する必要があります。
- 町では、「まちへの提案」制度、審議会などへの町民の参加や公募、また、町民の声を直接聞き、課題を共有しながら、行政施策への反映に務めています。
- 人権・行政相談、法律相談、教育相談など各種の相談活動を進めています。
- ＩＣＴ（情報通信技術）の急速な発展により、いつでも、どこでも、誰でもがパソコンや携帯電話、携帯情報端末といった様々な機器によって各種の便利なサービスを利用できるようになっています。
- このような環境のもと、町ホームページからの行政情報や緊急情報などの提供、各種の行政手続きを電子的に行えるサービスなどの提供・充実など、町民が安心して利用できるシステムとして提供していくことが求められています。

---

## ■基本方針

---

行政に対する町民の理解と信頼関係を深めるとともに、まちづくりへの協力関係を構築するため、さまざまな媒体を活用した情報提供と相談活動の充実・強化を図ります。

---

## ■主要施策

---

### ○広報紙の内容充実

- ・広報紙などの内容の充実を図ります。

### ○広聴活動の充実

- ・幅広い年齢層から意見を聴取できる場を設置して、広聴活動の充実を図ります。

### ○さまざまな情報媒体の活用

- ・インターネットのホームページの充実など、さまざまな情報媒体を活用することによって、行政情報を積極的に提供します。

### ○相談活動の充実

- ・専門家とも協力して、相談活動の充実を図ります。

## ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
町ホームページのアクセス数	414,073 件	440,000 件	↗

写真を挿入予定

## (2) 情報公開の推進

### ■現況と課題

○行政施策の決定過程も含めて、透明で開かれた行政を実現するためには、情報公開の充実が必要です。

○膨大な行政情報のなかで、情報公開制度<sup>※17</sup>が円滑に運用されるためには、公開のための体制の充実が必要であるとともに、個人情報の保護を配慮する必要があります。

### ■基本方針

葉山町情報公開条例にもとづき、役場内の情報システム化を進めて、正確・迅速かつ町民に分かりやすく情報を提供できる体制づくりを進め、情報公開を進めます。

### ■主要施策

#### ○情報公開の運用の充実

- ・開かれた町政を推進するために、より良い情報公開に係る制度について検討するとともに適正な運用を図ります。

#### ○情報公開の庁内体制の充実

- ・役場内の情報システム化を推進するとともに、職員の意識啓発など、情報公開を円滑に迅速に実現する庁内の体制を充実させるとともに個人情報の保護に努めます。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
情報公開請求件数	30 件	25 件	➡
不服申し立て件数	2 件	0 件	➡

<sup>※17</sup> 誰もが行政機関の持っている情報を知りたいと思うときに知ることができるよう、知る権利を制度的に保障するとともに、行政機関等に情報の公開を義務づける制度。

## (3) 町民参加・参画の推進

---

### ■現況と課題

---

○これまで、行政主導型の町民参加になりがちでしたが、町民の自主性・自発性を尊重し、行政との相互理解のもと、協調関係による協働型のまちづくりが求められており、協働推進計画を策定していくことが求められています。

○町民がまちづくりに参加するためには、行政の情報を町民に伝える方法や伝えたい情報の正確さや町民の意向が行政に伝わることも必要となっています。また、地域の身近な問題は行政に頼らず地域で解決することも求められています。

○町の重要な計画の策定や基本的な施策等の立案段階で、パブリックコメント、説明会等にて広く町民の意向を反映させていくことが重要となっています。

---

### ■基本方針

---

町民による主体的・自発的な協働型まちづくりの維持・拡充に努めるとともに、行政と町民がともに歩むまちづくりをめざします。

---

### ■主要施策

---

#### ○住民と行政の協働

- ・協働のまちづくりを推進するため、住民側が行うべき部分と行政が行うべき部分、また住民と行政が協働で行うべき部分を明確にし、お互いの役割を自覚しつつ一体となって協働を推進することに努めます。

#### ○町民が意見を述べる機会の拡充

- ・町行政にかかわるさまざまな問題について、個人、自主的な団体や地域団体、企業なども含めて、さまざまな立場の町民が意見を交換できる機会を拡充します。

#### ○町民の意向の実現

- ・町民間の異なる意見を集約する活動や町民参加に関する町民自身の活動を支援するとともに、そこから合意形成された意向の実現に努めます。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
まちづくり館の入場者数	2,779 人	3,000 人	↗

写真を挿入予定

### 3. 効率的な行財政運営を図る

#### (1) 行政組織の簡素化・効率化と人材育成

##### ■現況と課題

- 多様化・複雑化する住民ニーズに適合した簡素でわかりやすく、効率的、機能的な組織づくりを図るため、行政組織、事務分掌等を見直すことが必要です。
- 分権型社会システムへの転換が求められている今日、少子・高齢化、住民ニーズの多様化・複雑化など社会経済状況の変化に一層適切に対応することが求められています。
- 少子・高齢化などにより厳しい財政状況が続く一方で行政需要は増加することが予想されるため、職員一人ひとりに対し日常業務を迅速かつ正確に処理する能力と豊かな創造力や企画力が求められています。
- また、従来の縦割り型組織にとらわれず、政策目標にもとづき、効果的かつ効率的に事務事業を処理できる組織とする必要があります。
- 電子自治体の推進など住民ニーズに適合したサービスを提供するため、パソコンやインターネット及びグループウェア※<sup>18</sup>等の利用を拡大し、事務の効率化を図る必要があります。

過去5年分の町職員数と職員一人あたりの  
人口データを挿入予定

※<sup>18</sup> 庁内におけるコンピューターネットワークの活用により、業務の情報化・共有化・効率化を図るシステムソフトウェアのこと。

---

## ■基本方針

---

高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な行政組織を構築するとともに、能力・実績にもとづいた人事管理体制を整備し人材の育成に努め、住民のサービス向上を図ります。

---

## ■主要施策

---

### ○計画の適切な進行管理

- ・計画の実効性を確保するため、達成状況を把握する進行管理体制の充実を図ります。

### ○行政組織の整備

- ・時代とともに変遷する住民ニーズや政策目標に柔軟に対応するとともに、必要に応じ弹力的に見直しを図ります。

### ○人材育成の充実

- ・職員の能力が最大限に発揮できる体制をめざし、職員研修を活用し人材育成を進めます。また、能力、実績にもとづく人事管理への転換を図るため、人事評価制度の研究とその活用を図ります。

### ○効率的な事務事業の運営

- ・人員削減によるサービスの低下を招かないよう、パソコンやインターネット及びグループウェア等を有効活用し迅速かつ正確な事務事業の運営を行います。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
庁内事務OA化の進捗率	69.3%	78%	↗
庁内グループウェアの構築	2	3	↗

## (2) 健全な財政運営の推進

### ■現況と課題

- 社会全体において景気の低迷が続くなか、歳入の根幹である町税収入は個人住民税を中心  
に増加を見込めない状況が続き、それ以外の歳入についても同様に厳しい状況が続くと見  
込まれています。
- その一方、歳出についても、社会保障関連経費等をはじめとする拡大する行政サービス需  
要への対応や公共施設の維持補修等、様々な課題に直面しています。
- このような状況下においては、財源確保はもとより、力強い財政基盤を確立し、それを長  
期的に持続可能なものとしていくことが求められています。
- そのためには、「中期財政計画」等を踏まえた健全な財政運営の着実な推進を図っていくこ  
とが重要になります。

**過去5年分の決算額の推移データを**

**挿入予定**

---

## ■基本方針

---

自主財源の確保、行政評価の活用や職員のコスト意識の徹底等の取組みによる無駄のない歳出構造、適正な基金管理や借入総額の抑制をすることにより、力強い財政基盤を確立し、それを長期的に持続可能なものとしていきます。

---

## ■主要施策

---

### ○歳入の確保

- ・町税収入など自主財源の確保に努めます。
- ・行政サービスの性格に応じて、受益者負担の適正化に努めます。

### ○効果的・効率的な財政運営

- ・効果的・効率的な財政運営の推進のため、事業の見直しを行い、予算の重点的配分を行います。
- ・行政サービスを展開するため、コストを考慮した経常的経費の削減に努めます。

### ○財政の健全化

- ・財政状況を的確に把握し分析を行い、公表など情報開示に努めます。
- ・地方分権等に応じた税財政制度の改善を国や県に要請します。

## (3) 広域行政の推進

### ■現況と課題

○交通、文化、環境に係る問題、さらには少子・高齢化社会への対応など町域を超えた課題に対応するには、広域的な対応が求められています。

○三浦半島地域の調和の取れた発展を進めるため、県や近隣市との積極的な連携を図る必要があります。

### ■基本方針

三浦半島地域における広域的な対応を図る必要がある交通、文化、観光、環境、防災などの分野については、国、県及び近隣市との連携を積極的に推進します。

### ■主要施策

#### ○広域的連携・調整の強化と整備

- ・広域的な協議会等の構成員として、近隣市との連携を深め、各種計画・事業の推進、共通する課題への取組みに努めます。
- ・道路等の公共施設の整備の検討に当たって、広域的な連携を進め、近隣市等との各種計画における整合性を図り、施設の共同利用等の体制を進めます。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
近隣市との連携による効率的な行政サービスに満足している町民の割合	50.7%	54.0%	↗

## (4) 地方分権の推進

### ■現況と課題

○地方分権の進展により地域の個性を生かしたまちづくりを進めることが可能となりつつあります。

○平成22年度に国において地域主権戦略大綱が策定されたことで、地域主権の推進に向けた取組み方針が明示されました。今後、町はさらなる地域分権の推進に向けて取り組んでいくことが求められています。

○地方分権を進めるには、国・県・町の役割分担、さらには町民と行政それぞれの役割分担の明確化、また、行財政制度の改革による自主財源の確立や適正な権限の配分等の体制づくりを進めていくことが必要です。

### ■基本方針

地方分権が進展するなかで、多様化する行政ニーズに応えるため、自主的・主体的なまちづくりに努めます。

### ■主要施策

#### ○分権型の行財政関係の構築

- ・地域特性を生かしたまちづくりを進めるため、行財政制度の改革を国・県へ要望します。

#### ○分権への主体的取組

- ・国・県と他市町との新しい役割分担に応じた協調関係を築くため、分権に対する理解を深めるとともに、対応能力の向上に努めます。
- ・住民や地域の視点に立った自立と協働を基調とした活力ある社会を目指します。

### ●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
自主的・主体的なまちづくりが推進されていると感じる町民の割合	55.1%	59.0%	↗